

令和3年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第4号）

令和3年9月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 報告第10号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第2 報告第11号 専決処分の報告について

第3 認定第1号 令和2年度御船町一般会計歳入歳出決算について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 中 城 峯 雄 君	2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君	4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君	6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君	8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君	10 番 田 上 忍 君
11 番 藤 川 博 和 君	12 番 清 水 聖 君
14 番 池 田 浩 二 君	

3 欠席議員（1人）

13 番 井 本 昭 光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 宮 本 正 君
教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長 野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	町 民 税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長 西 橋 静 香 君	こ ども 未 来 課 長 沖 勝 久 君
健康づくり保険課長 作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君

商工観光課長	鶴野修一君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	田中智徳君	会計管理者	宮崎尚文君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	緒方良成君
監査委員	吉川勲君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、緒方社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 昨日の森田議員の一般質問の中で、防火訓練についての質問の中で、防火訓練実施についての答弁を「実施していない」と答弁をしておりましたが、実際には昨年は6月1日に実施をしております。また、防火管理者につきましては、現在は社会教育課の前課長の沖課長になっておりますが、この防火管理者につきましては、講習会がありますので、その講習会を受けてから、取得してから、私が防火管理者になる予定にしております。

○7番（森田優二君） 6月1日に一応したということですね。そうすると、防火管理者は、前は役場で1人おってよかったかもしれんですけど、そうじゃないはずでもんね。前の課長がと言わんで、そこはすぐ取りにいて、ちゃんと防火管理者を置くようにしてください。

○社会教育課長（緒方良成君） 防火管理者の講習につきましては、消防署で講習会が行われてまして、11月に今年は予定されておりますので、その講習会で取得をしたいと思っております。

○議長（池田浩二君） よろしいですか。

○7番（森田優二君） もうちょっと、昨日答えられなかったところを調べてくれと言っていましたけれども、それは今はしてないんですね。はい、それならよかです。わかりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第10号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第1、報告第10号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報

告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） この表に基づいて質疑をいたします。実質公債費比率が前年度と比較して1.9%悪化しています。10.1%急激に増加しております。これは、公債費の元利償還金が13億300万円の前年度比で3億3,500万円増加したためですけれども、昨日の副町長の答弁の中で、この町債は熊本地震からの復旧のためということでしたけれども、平成28年に熊本地震が発生しました。いつの時期に借り入れた町債が、本年度償還期日を迎えたのか。お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

熊本地震関連事業としまして、平成29年、そして30年に借り入れた地方債の償還が、令和2年度より本格的に発生したことが主なものです。具体的には災害復旧事業債が約1億7,000万円、防災行政無線事業分が約1億円などが大きな要因となっております。

○1番（中城峯雄君） 平成29年と30年の災害復旧ということですね。であれば、その後も町債の起債を起こしていますので、当然毎年償還期日を迎えると思いますけれども、大体、この地震の町債の償還はいつ頃まで続くのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この熊本地震関連の事業につきましては、令和元年に借り入れた防災備蓄センター整備に係る起債の償還、これが最も一番長い起債の償還期間となっております。令和26年度まで続く予定となっております。

○1番（中城峯雄君） 令和26年度と、永遠に続きますけれども。この熊本地震で発生した町債は、以前お聞きしましたが、地方交付税で元利償還の金額の9割程度は地方交付税で返ってきますという説明があったと思いますけれども。地方交付税を見ましたら、前年度比で1億3,300万円しか増加していないんです。町債は3億3,500万円、これはどれぐらい返ってきたんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

地方交付税全体で見ますと1億3,300万円の増となっております。地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれております。普通交付税で前年度に比べて2億2,800万円増となっております。また特別交付税では約1億円の減という形となっております。今回の熊本地震に係ります交付税措置については、普通交付税で措置されるということになってお

りますので、試算したところ、もうこの交付税の約2億2,800万円が大体熊本地震に係る交付税の増額分という形になっております。ほとんどもう措置されているという形になっております。

○1番（中城峯雄君） 私は今総額で申し上げましたので、普通交付税と地方交付税、普通交付税は2.2億円入っていますと。安心しました。はい、わかりました。

もう1点、将来負担比率は前年度に比べて財政調整基金は基金の増加で残高が8億8,000万円増加して29億8,000万円と大幅に増加しておりますが、率にして77.8%から20.8%と大幅に改善しております。改善のおよそはふるさと納税の増加という説明がありましたが、それだけでしょうか

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

中城議員のおっしゃるとおりです。ふるさと応援基金の残高です。これが令和元年度と比較しまして、約7億円の増加となっております。それ以外に、財政調整基金の残高が、令和元年度と比較しまして約2億8,600万円増となっております。この2つが大きな要因となっております。

○議長（池田浩二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第11号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

令和2年度御船町一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算審査に係る監査委員の報告を求めます。

○監査委員（吉川 勲君） 監査報告を申し上げます。

ただ今議長から、決算審査に係る報告を求められましたので、令和2年度御船町各会

計の決算審査に係る御報告を申し上げます。

町長から、令和3年8月2日付け、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度御船町水道事業会計決算について、監査委員に審査を付されましたので、令和3年8月2日に審査を行いました。続きまして、令和3年、同日でございますが、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により、令和2年度御船町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査を付されましたので、令和3年8月2日から8月19日まで審査を行いました。

審査の結果は、各会計とも、決算関係調書、書類においては、関係諸法令及び諸条例に依拠して調整されており、計数は正確で、予算の執行は適正な処理がなされておりました。

なお、決算審査の内容につきましては、お手元に配布しております決算審査意見書にて御確認をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第1号 令和2年度御船町一般会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第3、認定第1号、「令和2年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

一般会計の歳入について、1款、町税から14款、使用料及び手数料までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、お手元に令和2年度の決算書を取り寄せていただきたいと思います。各会計の決算総額については開会当日に町長より説明申し上げましたので省かせていただきます。本日の説明は、決算書の各目ごとの決算額、並びに備考欄の主な事業について説明申し上げます。

まず、歳入1款、町税から税務課長より説明申し上げます。

○町民税務課長（畑野英樹君） それでは、決算書の歳入の説明を行います。

まず、18、19ページをお願いします。1款、町税。1項、町民税。1目、個人。収入済額5億7,084万819円です。2目、法人。収入済額8,482万9,600円です。

2項、固定資産税。1目、固定資産税。収入済額7億2,882万9,307円です。2目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金。収入済額349万8,600円です。

3項、軽自動車税。1目、環境性能割。収入済額232万300円です。20、21ページをお

願います。2目、種別割。収入済額6,672万8,142円です。

4項、1目、市町村たばこ税。収入済額1億418万4,202円です。

5項、1目、入湯税。収入済額14万9,190円です。

以上で、町税の歳入の説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、2款、地方譲与税になります。これは、いったん国が国税として徴収したものを、後で一定の割合で市町村に譲与するものであります。

1項、1目、地方揮発油譲与税。歳入済額2,035万3,000円です。

2項、1目、自動車重量譲与税5,921万9,000円です。

4項、1目、森林環境譲与税。22、23ページをお願いします。収入済額971万8,000円です。

次に、3項、利子割交付金。預貯金に対する利子に課税され、県が収納したものを一定の割合で市町村に交付するというものです。1項、1目、利子割交付金85万3,000円です。

4款、配当割交付金。株式の配当所得について、市町村の県民税の額に応じて按分して、自治体に交付するというものになります。1項、1目、配当割交付金370万4,000円です。

5款、株式等譲渡所得割交付金。これは、配当割と同じように株式の譲渡所得について一定の割合で市町村に按分交付するというものです。1項、1目、株式等譲渡所得割交付金368万3,000円です。

6款、法人事業税交付金。県税の法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するというものです。1項、1目、法人事業税交付金562万円です。

24、25ページをお願いします。7款、地方消費税交付金。地方消費税の半分を国勢調査の人口、事業所統計の事業者数に応じて分配されるというものです。1項、1目、地方消費税交付金3億5,563万6,000円です。

8款、ゴルフ場利用税交付金。県に納付されたゴルフ場利用税の10分の7をゴルフ場所在の市町村に交付するというものです。1項、1目、ゴルフ場利用税交付金1,345万6,530円です。

9款、環境性能割交付金。消費基準値達成度に応じて県に納付された環境性能割税に係る配分金を道路延長、道路面積で按分して交付されるというものです。1項、1目、環

境性能割交付金560万5,000円です。

10款、地方特例交付金。個人住民税減収の補填に加え、町における自動車税の減収及び軽自動車税の減収が見込まれるため、国が臨時的軽減措置として補填されるというものになります。1項、1目、地方特例交付金2,264万5,000円です。

26、27ページをお願いします。11款、地方交付税。これは、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される普通交付税と基準財政需要額に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税になります。1項、1目、地方交付税。普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額32億4,730万3,000円です。普通交付税が29億1,958万1,000円、特別交付税が3億2,772万2,000円となります。

次に、12款、交通安全対策特別交付金。1項、1目、交通安全対策特別交付金115万9,000円です。

13款、分担金及び負担金。1項、分担金。1目、農林水産業費分担金。収入済額44万258円です。令和2年度豪雨災に係る受益者分担金になります。同じく、1目、農林水産業費分担金。繰越明許、収入済額15万4,951円です。令和元年災の農地等災害復旧分担金となります。同じく、1目、農林水産業費分担金。事故繰越、収入済額668万3,829円です。熊本地震及び豪雨等による現年災、平成28年災、平成29年災に係る農地等災害復旧分担金となります。続きまして、28、29ページをお願いします。3目、総務費分担金。収入済額228万1,000円です。郡内4町からの収入印紙等売りさばき分担金となります。

2項、負担金。1目、民生費負担金。収入済額5,849万2,720円です。主なものは、1節、児童福祉費負担金で、公立保育園利用料1,259万5,820円、それに私立保育園利用料2,412万910円。次に、2節、老人福祉費負担金で、老人ホーム入所自己負担金が1,379万1,634円です。30、31ページをお願いします。3目、農林水産業費負担金。収入済額441万5,000円です。天君ダム管理負担金になります。4目、教育費負担金。収入済額56万3,500円です。主なものは、1節の小学校費負担金で、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金40万200円です。

次に、14款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、民生使用料。収入済額30万850円です。憩の家使用料になります。3目、商工使用料。収入済額123万3,235円です。観光交流センター並びに街なかギャラリーの使用料になります。4目、土木使用料。収入済額9,455万3,997円です。主なものは、1節の住宅使用料で、町営住宅家賃現年度分8,628万

1,400円になります。次に、32、33ページをお願いします。5目、教育使用料。収入済額1,641万9,163円です。主なものは、5節、恐竜博物館観覧料1,403万7,417円になります。6目、農林水産使用料。収入済額5万8,700円です。広域農道敷きの施設使用料になります。

2項、手数料。1目、総務手数料。収入済額1,131万9,439円です。各種証明手数料になります。続きまして、34、35ページをお願いします。2目、衛生手数料。収入済額60万7,600円です。主なものは、狂犬病予防事務手数料49万3,600円になります。

以上で、1款から14款までの説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。1款、町税から14款、使用料及び手数料までについて、質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点について、伺わせていただきます。

18、19ページ、1款の町税になりますけれども、本年度町税の収入額、昨年と対比しまして、約4,100万円の増となっております。昨年の決算を見ても、約3,600万円程度増えております。今年の個人町民税と固定資産税を見ますと、町民税がマイナスの約230万円、固定資産税がプラスの4,400万円、こちらについて、少し詳しく説明を求めたいと思います。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

福本議員が言われましたように、町民税としまして230万円の前年比マイナスとなっております。それから固定資産税におきましては、約4,413万円の増となっております。

まず、町民税につきまして御説明をいたします。町民税におきましては、個人住民税と法人住民税がございまして、個人住民税が前年度比756万9,701円増となっております。増収の主な要因といたしましては、熊本地震などによる雑損控除対象者数が減少したことによりまして所得が増えたためと考えられます。

また、法人町民税におきましては、前年度比995万1,900円の減となっております。減収の主な要因といたしましては、平成28年度の税制改正におきまして、令和元年10月1日以降に事業年度が到来する法人の法人税率の引き下げというのが行われております。それと、新型コロナの影響による法人の減収によるものと考えております。

○4番（福本 悟君） あと1点、固定資産税を。そこをちょっと詳しく、4,400万円ですかね。昨年度も大分増えているかと思いますけれども、そこを詳しく説明を求めたいと思い

ます。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

固定資産税が4,400万円増となっておりますけれども、令和元年度に新築をされました家屋が、住宅、倉庫、事務所等を含めまして230棟ございます。うち住宅が172棟となっておりますので、その分と、あとは農地の宅地化によりまして、土地の分の税収も増えたということで、トータル的に4,400万円増えたものと推測しております。

○9番（福永 啓君） 何点かお尋ねいたします。

まず、最初に今回の決算について、ぜひ総括を、決算審議が始まるに当たり、執行部としての総括をお伺いしたい。今回の決算審議は全体的にどのようなものであったと執行部としては総括していच्छいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和2年度の総括といたしましては、やはりまだ熊本地震の継続的な事業、それと令和2年度におきましては、新型コロナウイルス関係が特に最優先しましたけれども、通常の業務もその中でやっております。なるべく住民に迷惑がかからないような形で予算執行に努めたところであります。

○9番（福永 啓君） コロナとまだ地震の要因が大変大きい決算だということです。

個別の質問としまして、町税、先ほど福本議員とも被るところがあるんですが、法人税が今年、極端に1,000万円ほど減っているんです。積項上がってきたものが。一方で、新しい款に法人事業税というものが、今年初めてできた款があると思います。この関連性について、御説明願えますか。そして法人事業税というものが今回新しい款で決算に入っておりますので、どういうものか御説明お願いいたします。

○町民税務課長（畑野英樹君） 法人事業税以外のところで御説明を申し上げます。法人事業税につきましては、企画財政課長のほうでお答えをさせていただきます。

まず、法人税につきましては、昨年度比約1,000万円減ということになっておりまして、減収の要因としましては、先ほど申し上げましたが、法人税率の引上げによるものでございます。令和元年度までは、法人税割率が9.7%でしたが、令和元年10月1日以降の事業の分につきましては6%ということで、1.7%引下げとなっております。それによりまして、法人税割が減収と。それとあと、均等割につきましては、ある事業者で従業員数が50名を超えていたのが50名になったということで、均等割区分の変更がっております。9

号法人から7号法人ということで、300万円だったのが41万円ということであっております。そういったところでの減収があっているというところです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私のほうで法人事業税について、説明申し上げます。消費税の引き上げに伴いまして、国税である地方法人特別税、譲与税制度が廃止されまして、市町村分の法人住民税・法人税割の税率が引下げとなっております。引下げとなった減収分の補填として法人事業税、県税が一部県から市町村に交付されるというものになります。

○9番（福永 啓君） よくあるパターンなんですが、制度の改正により町の自主財源であった法人税が減ってしまったと。その分新しい制度を付けて補填しようという制度だと思うんですが、1,000万円減収になって、その新しい制度で補填されたのが500何十何万円。といいますと、その制度では以前と同じような金額は入ってきてはいないと。今後もやはり、以前と同じような金額はあまり見込めないと考えてよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 令和2年度に関しまして減額されております。今後もその金額は大体ある程度抑えられた金額で町に入ってくるものと考えております。

○9番（福永 啓君） そうですね。次、同じく軽自動車税についてお聞きしたいんですが。平成28年から増税されましたよね、軽自動車税です。この軽自動車税というのは、町民の方々がいったん納められていると思うんですが、例えば私は1万円とか納めていたりすると思うんですが。それは全額純粋に町の自主財源となりますか。また、普通自動車の税金、普通自動車を持っていच्छる方は、1,000ccクラスでも3万円ぐらい払っていच्छるわけなんですが、それは基本的に県税だと思うんです。その県税というものは、何らかの制度によって払った分の一定の割合が町に戻ってくるようになっていますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えします。

軽自動車税につきましては、全額純粋に町の自主財源となっております。また、普通自動車税につきましては、全て県の自主財源ということで、町には入ってきておりません。

○9番（福永 啓君） としますと、やはり普通自動車税に関しては、回り回って県からいろいろな多様な施策として町に下りてくることはあっても、それが直接配分される仕組みにはなっていないということで、町としては軽自動車税が助かるという一面があるのではないかなと感じました。

次、地方譲与税の中の森林譲与税、これは御船町は非常に有効に使われていると思っ

ているんですが、全て使われましたか。何か基金として、他町村はよく基金として積み立ててあったりすると思うんですが、これまでの森林譲与税で基金として積み立てた分とかはあるのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、森林環境譲与税につきましては、収入済額が971万8,000円です。対しまして、予算執行につきましては、973万496円を執行しておりまして、内訳としましては、7節、報償費で88万2,000円、10節、需用費で90万4,616円、11節、役務費で11万5,900円、13節、使用料及び賃借料で50万6,000円、それと、GPSのリース料がありますので、57万8,160円、備品購入で16万8,300円、それと、18節、負担金補助及び交付金で667万5,520円、こちらが昨年度から間伐事業に着手しましたので、そちらで予算を執行しております。

よって、全て全額予算執行しておりますので、基金としての積み立てはありません。

○9番（福永 啓君） はい、了解いたしました。次に、地方消費税の交付金分です。先ほど、課長からの説明として、これは人口及び企業の数の割合によって市町村に入ってくるとおっしゃいました。としますと、基本的に町内の事業者、個人とか法人とかの事業者、この方たちが支払った消費税、その一定分が町に返ってくるという制度ではなくて、単に町の人口が多い。消費税は基本的に事業者が支払うものです。その町の事業者の消費税の支払の量にかかわらず、人口と企業数が多い町村が、この地方消費税交付金では有利になるという制度のように聞こえましたが、そのように考えてよろしいのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、人口は国勢調査の人口になります。それと、事業者数ではなくて、事業者の中の従業員者数に基づいて算定されます。ですので、さっき言いましたように、国勢調査の人口が多かったところだったり、企業がいっぱいあって従業員数がいっぱいいるところがいっぱい消費税が入ってくるという形になっております。

○9番（福永 啓君） だから、例えば御船町にでっかい企業があつて、いっぱい消費税を納めていても、事業者数と人口が少なければ、この割合の、元の計算式には入らないということですね。さっき課長がおっしゃったように、人口プラス事業者数、それを経済センサスで調べてだと思うんですけど、その数によってこれは決まってくるということですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） その割合が、人口が1、事業者数が1という割合で来ておりますので。そういうことになります。

○9番（福永 啓君） 次に、環境性能割交付金のことについてお伺いたします。これは、去年までは自動車取得税というのが、この款の中にございました。そして、環境割もありまして、ダブルで来ていた時期がちょっとあったんですが、今決算より、その取得税が、そもそもそれがなくなってしまうと、このように1本になってきたかなと思うんですが。自動車取得税は完全に廃止された決算になって、初めて環境割制度交付金のみの決算になったわけなんです。これによつては、この自動車に関する町の税収は全体で増えたんですか、減ったんですか。それとも増えた、減ったとしたらどの程度というのがわかりましたら、答弁をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、福永議員の言われたとおり、自動車取得税交付金は令和元年度1,000万円程度町に入っておりました。令和2年度決算はゼロ円ということで廃止ということになっています。

環境性能割交付金を見ますと、昨年は250万円程度、それが本年は560万円、約倍の金額になっております。それ以外に、本年度は地方特例交付金として自動車税の減収分が240万円程度入っております。また、特例交付金の中で、軽自動車税の減収分としまして約100万円程度入っております。それプラス、先ほど税務課長からありましたように、軽自動車税は、昨年度6,600万円程度入っております。本年度は6,900万円程度入っておりますので、全体としては、ほとんどあまり変わらない形になっております。

○9番（福永 啓君） ただ、例えば前回と同じような割合の決算内容でしたら、前回でも前々回でもいいですよ。環境性能割交付金がないときでも構わないんですが、そうやってずっとやってきたわけですから。そのときの割合と比べれば、収入というのは、今のお話をお聞きしたら補填債を受ける分もあるんですが、それがやはり現実では1,000万円に届いてないような気がするんです。そうしますと、この税制改正によって、台数が増えたから、そもそもの軽自動車税が、台数が増えたことによって増えたものだから、収入は上がったんだけど、割合の中で、もしこれが、環境性能割交付金とか取得税の改正がなければ、さらに御船町の税収は増えていたのではないかと聞こえるんですが、そういう感じで理解してよろしいのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

自動車取得税に関して1,000万円程度減額になっております。その分に関しまして、今度は環境性能で560万円しか入ってきておりませんので、昨年度環境性能割で250万円入っ

てきました。合わせますと、令和元年度は1,200万円程度収入があります。本年度は560万円程度しか入っておりませんので、その差額分の約700万円程度は減収になったということになります。

○9番（福永 啓君） はい、了解いたしました。次、分担金、負担金です。この分担金、負担金、これが相当額今年、全体で減っているように思います。去年が1億1,500万円です。それと7,300万円。平成30年とかずっと1億8,000万円とか、相当額あったんですが、今年非常に減っていると思います。この主な理由は、どのようなになっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 主な理由を申し上げます。私立保育園並びに公立保育園の利用料が、令和元年10月から3歳児以上が無料化に伴いまして約3,000万円の減額となっております。また、農地等の災害復旧分担金です。平成28年度災、これが事業完了に伴いまして約1,500万円程度減となっている主な要因と考えております。

○2番（井藤はづき君） 1点、お尋ねします。決算説明書の22ページの、利子割交付金です。これが、令和元年度のときからガクンと少なくなって、今年度も140万円の予算に対して85万円の調定額となっていますけれど、何かがあったんですって。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、予算に関しましては、普通交付税の算定の際に国から示された見込額をベースとして予算化しております。そのため、予算額と決算額に乖離が発生しております。

○2番（井藤はづき君） 令和元年度から、急にこの金額が減ったように思ったんですけれども、何かが、改正か何かがあって、こうなったんですって。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

決算額でよろしいでしょうか。令和元年度の決算額が75万4,000円、令和2年度が85万3,000円という形の若干増えているという形になっております。

○2番（井藤はづき君） すみません。令和元年度の75万円が、その前よりガクンと減って、それが続いているという感じの流れなのかなと思ったので、すみません、前の話にはなってしまうんですけど、何かがあったんですってという確認でした。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

利子割交付金は、金融機関からの利子に課税される分となっておりますので、熊本地震関係とか、やはり、すみません、新型コロナウイルス関係です。この分で貯金する方が、所得が少なくなって貯金する方が少なくなったということだと思います。

○7番（森田優二君） 19ページ、ここで、町税の不納欠損額が288万円ほど出ております。

前年度から比べたら100万円ほど多くなっておりますけれども、主な理由と、不納欠損として落とした理由をお願いします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

不納欠損としまして落とした理由ということでございますけれども、不納欠損で落とす理由としましては、3つ要件がございます。まず1つ目が、滞納処分の停止というものでございます。滞納処分する財産をお持ちでないとか、滞納処分をすることで、生活が著しく困難になってしまうとかいう方の場合には、滞納処分を停止することができるとなっております。また、2つ目としまして、執行停止後の即欠損ということで、1番目に言いました滞納処分の執行を停止した後、徴収するお金がないというときに町長のほうで徴収金の納付や納入義務を消滅させるということができるようになっております。それから3番目ですけれども、消滅事項というものがございまして、地方税の徴収権というのが、原則としまして、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ、時効によって消滅するということになっております。ただし、時効の中断、途中でお支払いをされたりとかした場合は、徴収権が継続しまして、その中断から5年間は徴収を行使できるとなっております。

それからまた、先ほど申しました執行停止を行った後、3年間継続する前に、先ほど申しました5年間という時効を迎える場合も、消滅事項という要件に該当しまして、この3つの要件によりまして、不納欠損ということで落としております。

○7番（森田優二君） 前年度から100万円ほど増えているんですけど、その分析はしてありますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） 昨年度からは、若干増えたという御指摘でございますけれども、不納欠損におきましては、毎年行っておりまして、一番多いときが、平成22年度におきましては3,900万円不納欠損ということでしておりまして、その後少しずつ落ちておりまして、平成31年度からは100万円増えておりますけれども、先ほど申しましたように、不納欠損3つの要件に該当する方につきましては、不納欠損で落とすということを行っております。

また、近年、現年度の徴収率も向上してきておりますので、この不納欠損で落とすというものは過年度分になりますので、過年度分が減ってきているというところもござい

すが、不納欠損を事務として落としていかなければならないところでございますので、そこは御理解をお願いいたします。

○7番（森田優二君） 理解はしとつとですよ。ちょっと私が思うには、やはり地震の関係が、要するに5年間のあれがありますので、その地震の関係もこれに入ってきて、やはりどうしても支払が滞ったかなというところもあるかなと、私は思うんです。だから、やはり決算で落とすのはわかります。けれども、こうやって増えたときなんかは、増えたときも減るときもですけれども、何でそういう増減が出てきたかなというところを、やはり分析を、仕事は忙しいけれども、そういう分析をしていかないと、なかなかいろいろうまくいかないと思いますので、よろしく願いしておきます。

次、29ページです。児童福祉費の負担金、これも不納欠損が3万8,000円ですけど出ています。このまず負担金はどういうものか。それと、なぜ不納欠損で落とさなければならなかったか、そこらあたりをお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

児童福祉費の負担金ですけど、これは大きく公立保育園の利用の保育料です。それからあと、保育園の安全会負担金、それから体操教室の保護者負担金の3本立てとなっております。不納欠損額、今回3万8,000円ございましたが、こちらにつきましては、県外の滞納されている方でした。こちらにつきましては、財産調査を行った上で、財産の発見に至りませんでしたので、こちらにつきましては財産がないということで、先ほど町民税務課長が答えられましたとおり、無財産ということですので、不納欠損となっております。

○7番（森田優二君） 何か今県外の方とおっしゃったでしょう。ああ、わかりました。

同じく、老人福祉費負担金、これも不納欠損が出ております。この説明をお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この不納欠損は、老人ホームに入所なさっている方の扶養義務者の方の負担金が滞っておりました。その方が死亡なさったことによって、不納欠損といたしました。

○7番（森田優二君） できれば、大体そういうことじゃないかなと思ったんですけど、亡くなって、その分が不納欠損になったかと思ったんです。そこを備考欄に書いてもろうとくと、わざわざ聞かんでもいいんですよ。よろしくお願いします。

次です、31ページ、小学校の負担金、これが出ておりますけれども、これはスポーツ

振興センターへの負担金ですか。前年度は各学校の名前が出ていたんですけれども、これは一括で処理したというところの説明をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 学校ごとに処理をしておりますが、今年度は各学校までここに記載する必要があるのかということを見直した上で、1本でもいいのではないかとということで、町全体を記しております。

○7番（森田優二君） それはそれ、前年度が出ているもんだけん。例えば、振興基金はもう一発で町から基金とか負担金です。もう小学校ごとに、しかしそのまま全額送ったのかと私は思ったんですよ。だから、学校名が入ってないのかと思ったんですけれども。そこは急に変えてもらおうと、こちらにも逆に質問せやんごとなるけんですね。備考の書き方を、もうちょっと工夫をしてください。

次、33ページ、道路専用使用料、この過年度分について説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） 道路占用使用料過年度分7,400円の件でよろしいでしょうか。はい。道路占用使用料は毎年道路を占用される方に賦課をしているものになりますが、過年度分が入ってなかったものが年度を超えて入ってきた分ということになります。

○7番（森田優二君） 今の説明で過年度分が入ってない分という話だったんですけれど、ちょっとそれは説明がおかしいんじゃないですか。

○建設課長（島田誠也君） すみません、説明が。令和2年度に賦課した以前で未納だったものが入ってきたということになります。

○7番（森田優二君） 令和元年度で未納だった分が、今回入ってきたということですよ。ということは、その差額があるんですけれど、その差額については、どういうふうになりますか。

○建設課長（島田誠也君） 前年度の収入未済額が1万631円ありました。その差額については、まだ徴収ができていないということになります。

○7番（森田優二君） 徴収できてない分はどういうふうに。結局、できてないということは、何らかの形で上げておかないといかんでしょう。

○建設課長（島田誠也君） 入ってない分につきましては、今年度の収入未済額の1万3,256円の中に、2,625円分が含まれているということになります。

○7番（森田優二君） 今年度の未済額にこの分が入っている。ちょっと意味がわからなかったんですけどね。

○建設課長（島田誠也君） 本来であれば、道路占用使用料の調定額の部分です。396万6,825円中に、現年分の調定と過年度分の調定が合算をされて上がっているということになっております。現年分の調定が395万6,800円と、過年分の調定が1万25円、それを合わせて、396万6,825円の調定となっておりますので、その中で、収入済額も現年分が幾ら、過年分が幾らということが入っております、それぞれの現年、令和2年度分それと令和元年以前の分の取れてないものを合算して収入未済額に上がっているということで、町営住宅使用料あたりも一応そういった形で上がっている、一応同じような扱い方をしております。

○7番（森田優二君） だから2,600幾らかの未収が発生しているわけですね。だから、それは、要するにこの集金できなかった分を何かで表示しておかんでよかですかということと言ったんです。今言ったのは全体的なことでしょう。だけ、それは決算の前の段階でしょう。ようやく決算が出てきたから、だから、ここにそういった表示はしなくていいんですかということを探ねたんです。まあ、いいです。

それと、同じく33ページに、町営住宅の跡地の使用料が入っております。これは駐車場とか何というか、そういうのをしているんですか。その説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） こちらにつきましては、町営住宅のまだ用途を廃止していない町営住宅の用地として使用しているところで、解体が進んだ部分あたりを個人の方に、駐車場であったりとか、資材置き場であったり、また工事あたりが近くである場合に、現場事務所としてお貸ししたりとか、そういった場合の目的外の使用ということで、使用料を徴収をさせていただいている分になります。

○7番（森田優二君） 令和元年度はゼロだったんですね。

○建設課長（島田誠也君） 令和元年度までは雑入に計上がなされておまして、本来であれば行政財産の目的外使用ということで、行政財産の使用料徴収条例に基づいて料金を取っている関係で、使用料に計上するのが正しいやり方であるということで、財政当局からも御指摘を受けまして、令和2年度の予算から組み替えているということになります。

○7番（森田優二君） やはり組み替えたなら説明を、そういったところを備考欄にでも書いてもらおうとわかるんですけれども。

それともう1点、社会体育の使用料、これも収入未済額が発生しております。これについて説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） すみません、資料を持ってきておりませんので、また説明いたします。

○9番（福永 啓君） 井藤議員に対する答弁でわからなかったところがあって、企画財政課長、利子割交付金のことです。利子割交付金のことなんですが、それは何か、熊本地震の関係で貯金が増えていたのが減ったのでみたいに聞こえたんですけど、利子割交付金というのは、貯金の利子の一定程度の例が市町村に返ってくる制度だと思うんです。そして、10年ほど前は、これは500万円ぐらいあったでしょう。これは10年ほど前は500万円ぐらいあったんですよ。それが300万円、200万円、100万円と減って、200万円ぐらい上がって、そして平成元年度から急に半額以下に減っていると。75万円、そしてまた今年も同じように85万円と、こう来ていたんだけど、低金利のせいで。そしてここでガクッと下がって、そして、トントンとなっていますと。何かそういう係数とかが変わったのか、制度が変わって、このような変化が2年間連続で続いているのかどうか。そういうことを私は知りたいと思ったので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、利子割交付金は、これは金融機関などからの利子に課税される一部を財源として、県が県民税の額に応じて町に対して交付するものであります。今回、令和元年、そしてまた令和2年度において、急激にグッと落ちた分に関しましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、先ほど申しましたように、金融機関に預ける総額の減少、金融機関の利子の低下に伴います利子額が減となったことが主な交付金の減となっておりますけれども、途中でそれは変わったのか何かは、ちょっと私もまだ今のところは把握しておりませんけれども、利率が下がっている分もあると思います。

○9番（福永 啓君） 係数とか計算式が変わったということではないということによろしいですね。だから、係数や計算式が変わったのでないということの確認はできますか。そのままの制度的に。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私の知る限りでは、その率が変わったとか、制度的に変わったということは、把握しておりません。認識しておりません。

○5番（田上英司君） 先ほど、森田議員と畑野課長のやり取りを聞いておりまして、時効の問題が出ましたが、時効に関しては、昔非常にこだわりを持っております。時効に関する仕事をしておりましたので。これは5年とおっしゃったですね。金融に関しては10年では

なかですか。そこをまず1点。

不納欠損ですと。その間に1,000円でも2,000円でも払えば、時効は中断しますよね。5年ということであれば、逃げ得になる。点々として、時効を、5年というのはあつという間にくると思うんですけど。その2点、確認です。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

先ほど不納欠損の要件の1つであります消滅時効というのがございます。地方税法第18条の1でございます。その中で、先ほども申しましたように、法定納期限の翌日から起算して5年間行使をしなければ時効によって消滅するということになっておりまして、期間は5年間となっております。

それから、その5年間の途中で一度幾らかのお支払いをされた場合には、お支払いをされたときからさらに5年間という形になっておりますので、全て5年間というわけではございません。

○5番（田上英司君） 先ほど県外の人のお話も出ましたが、どこまで追跡をされるのですか。5年間の間にですよ。

○町民税務課長（畑野英樹君） 5年間の間の追跡としましては、こちらで滞納されている方の勤務先、また御住所です。御住所も中には点々とされる方もいらっしゃいます。転出されて、またさらに違うところに行かれるという方もいらっしゃいますので、そういったことも、現住所地の市町村に照会をいたしまして、勤め先それから財産など調査をいたしまして、それでも無理な場合が執行停止等を行ったり時効消滅という形で事務を行っております。

○5番（田上英司君） 最後です。できるだけ、公平性・平等性を確保する意味からも、時効ということがないように、本当大変と思いますが、資産の調査等をされて、幾らかなりとも差押物件を確保するとか、そういった公平性を保っていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

これより、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、15款、国庫支出金から17款、財産収入までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 令和2年度の決算書34、35ページをお願いします。15款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、民生費国庫負担金。収入済額4億4,545万1,575円です。主なものは、9節、障がい者福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1億7,534万976円、それに11節の児童手当国庫負担金1億9,625万1,999円です。

36、37ページをお願いします。3目、災害復旧費国庫負担金。収入済額2,187万円です。令和2年豪雨災に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金となります。同じく、災害復旧費国庫負担金繰越明許、収入済額1,802万8,000円です。令和元年豪雨災に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金です。

2項、国庫補助金。1目、総務費国庫補助金。収入済額20億1,424万9,958円です。主なものは、7節、特別定額給付金給付事業費補助金16億8,950万円です。次に、15節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,173万3,000円になります。同じく、1目、総務費国庫補助金繰越明許、収入済額175万4,484円です。38、39ページをお願いします。14節、プレミアム付商品券事業補助金175万4,484円です。

次に、2目、民生費国庫補助金。収入済額3億8,473万6,581円です。主なものは、3節、児童福祉費国庫補助金の子どものための教育・保育給付費交付金3億312万2,117円、それに15節の子育て世帯臨時特別給付事業補助金2,326万円です。

40、41ページをお願いします。3目、衛生費国庫補助金。収入済額417万6,000円です。主なものは、1節の環境衛生事業補助金の小型合併処理浄化槽設置補助金310万7,000円です。

次に、4目、農林水産業費国庫補助金。収入済額1,621万7,000円です。地籍調査に係る国庫補助金になります。

5目、土木費国庫補助金。収入済額1億7,823万6,000円です。主なものは1節、道路橋梁費補助金で地方創生道整備推進交付金5,493万9,000円、それに2節、住宅費補助金で災害公営住宅家賃低廉化補助金7,843万円となります。同じく、5目、土木費国庫補助金繰越明許、収入済額7億5,748万5,954円です。42、43ページをお願いします。主なものは、1節、道路橋梁費補助金で、地方創生道整備推進交付金4億279万1,000円、それに2節、住宅費補助金で、木造仮設住宅利活用事業補助金5,263万7,000円です。次に9節、宅地耐

震化事業補助金の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金 2 億1,396万2,084円、宅地耐震化推進事業拡充事業補助金が5,902万7,870円となります。同じく 5 目、土木費国庫補助金事故繰越、収入済額513万9,458円、宅地耐震化推進事業拡充事業補助金となります。

次に、6 目、教育費国庫補助金。収入済額2,221万円です。主なものは、7 節、文化・芸術振興費補助金のコロナ対策分1,069万3,000円です。44、45ページをお願いします。9 節の事務局費補助金のコロナ対策に係る学校保健特別対策事業補助金400万円となります。同じく、6 目、教育費国庫補助金繰越明許、収入済額2,965万6,000円です。主なものは、1 節、小学校費補助金及び 2 節、中学校費補助金で、情報通信ネットワーク環境整備費補助金となります。

次に、3 項、委託金。1 目、総務費委託金。収入済額24万1,992円です。主なものは、中長期在留者住居地届出等事務委託費19万5,000円です。

2 目、民生費委託金496万9,780円です。主なものは、基礎年金事務委託金380万5,665円になります。

次に、3 目、土木費委託金。収入済額281万8,220円です。これは樋門管理委託金となります。

次に、16款、県支出金。1 項、県負担金。46、47ページをお願いします。1 目、民生費県負担金。収入済額 4 億4,958万2,653円です。主なものは、1 節、児童福祉費県負担金の子どものための教育・保育給付費交付金 1 億3,086万4,363円、それに 6 節、保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金9,434万178円、それに後期高齢者医療基盤安定負担金5,286万9,378円、11節、児童手当県負担金4,330万8,999円になります。

続きまして、2 目、衛生費県負担金。これは新型コロナウイルス接種事業負担金となり、令和 3 年度へ繰り越しましたので、収入済額はありません。

次に、3 目、農林水産業費県負担金。収入済額597万4,649円です。48、49ページをお願いします。主なものは、1 節、農業費負担金の農業委員会交付金201万5,000円と、2 節、農林水産業施設災害復旧事業費負担金の令和 2 年豪雨災に係る森林基幹林道矢部水越線災害復旧事業負担金で325万1,000円となります。

次に、4 目、災害復旧費県負担金。収入済額1,047万627円です。令和 2 年豪雨災に係る農地・農業用施設災害復旧費負担金301万3,627円と、査定設計委託費負担金745万7,000円になります。同じく、4 目、災害復旧費県負担金繰越明許。収入済額106万8,600円です。

令和元年災に係る農地・農業用施設災害復旧費負担金となります。同じく、４目、災害復旧費県負担金事故繰越。収入済額２億１,８８３万２,６９１円です。現年災、平成２８年災、２９年災に係る農地・農業用施設災害復旧費負担金となります。

次に、２項、県補助金。１目、総務費県補助金。収入済額９,９６９万１,０００円です。５０、５１ページをお願いします。主なものは、１１節の平成２８年熊本地震復興基金交付金９,７２０万２,０００円です。同じく、１目、総務費県補助金繰越明許は、平成２８年熊本地震復興基金交付金になりますが、令和３年度へ繰り越しましたので収入済額はありません。

次に、２目、民生費県補助金。収入済額１億３,２７１万８,２９２円です。主なものは、１節、社会福祉費補助金の地域支え合いセンター補助金４,１０２万５,０００円、５２、５３ページをお願いします。１６節、熊本県地域医療介護総合確保基金補助金２,１５６万６,０００円になります。

次に、３目、衛生費県補助金。収入済額１,１２７万５,０００円です。主なものは、１３節、新型コロナウイルス接種事業補助金５５７万９,０００円です。

次に、４目、農林水産業費県補助金。収入済額９,６４５万４,５９５円です。主なものは、１節、農業費補助金で、５４、５５ページをお願いします。中山間地域等直接支払交付金４,３２２万１９９円、それに多面的機能支払交付金３,０６４万７,８４４円になります。

次に、５目、商工費県補助金。収入済額２７万１,０００円です。これは熊本県消費者行政活性化事業補助金となります。

６目、教育費県補助金。収入済額３１３万１,６８６円です。主なものは、１節、小学校費補助金のコロナ対策に係る学習指導員報酬等補助金１０７万９,９６４円、それに２節、社会教育費補助金の地域学校共働活動推進補助金１４９万９,０００円になります。

５６、５７ページをお願いします。７目、土木費県補助金。収入済額１７９万３,０００円です。主なものは、３節、都市計画補助金の木造住宅耐震改修補助金４７万１,０００円、熊本県堆積土砂排除事業補助金６７万８,０００円などです。

８目、災害復旧費県補助金は、令和３年度に繰り越しましたので、収入済額はありません。

３項、委託金。１目、総務費委託金。収入済額３,５６４万３,６２２円です。主なものは、２節、県民税徴収委託金２,６７８万９,１８２円です。

２目、農林水産業費委託金。収入済額７７９万１,５２０円です。５８、５９ページをお願いします。主なものは、県営天君ダム管理委託金７６５万５,０００円になります。

次に、4目、土木費委託金。収入済額50万円です。矢形川雑草処理費になります。

5目、教育費委託金。収入済額296万4,000円です。町内遺跡発掘調査委託金となります。

6目、民生費委託金。収入済額1,909万3,531円です。これは、熊本地震災害に係る災害救助法適用事業委託金となります。同じく、6目、民生費委託金繰越明許。収入済額1,276万5,053円です。これも熊本地震災害に係る災害救助法適用事業委託金となります。

次に、17款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、財産貸付収入。収入済額125万7,303円です。主なものは、土地建物貸付収入99万6,573円になります。

2目、利子及び配当金。収入済額37万365円です。60、61ページをお願いします。各種基金利子になります。

次に、2項、財産売払収入。1目、不動産売払収入。収入済額27万8,360円です。土地売払収入となります。

以上で、17款までの説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。15款、国庫支出金から17款、財産収入までについて、質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 国庫支出金、初めての項目、先ほどもちょっとおっしゃいましたが、43ページです。文化芸術振興費補助金、これは何を行ったのか。またこれはコロナ禍で仮設された臨時的で限りのある、今年とか限度が限りのある補助金なのか。それとも制度として続いていくような制度なのか、そのあたりを答弁願います。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この文化芸術補助金につきましては、カルチャーセンターの空調の改修、それから、博物館のコロナ対策の消耗品、マスクと消毒液、パーティション等の備品の購入、消耗品の購入を行っています。この補助金というのは、コロナ対策に特化したものになります。そして令和2年度のみ措置となっています。文化庁の補助です。

○9番（福永 啓君） 了解しました。これも初めての節・目だと思うんですけど、学校施設環境改善交付金というのがありまして、その歳入、予算で上がったのか、歳入がなかったのか、この理由、その理由をお答えください。

○学校教育課長（西本和美君） 学校施設環境改善交付金につきましては、御船中学校のトイレ洋式化改修工事について支払われる交付金です。この御船中学校のトイレ洋式化改修工

事を令和３年度に繰り越しておりますので、この交付金についても、令和３年度に繰り越しているため収入済額はありません。

○９番（福永 啓君） 次、県の支出金ですが、これも恐らく繰り越した額ということになると思うんですが、47ページ、予定されていた新型コロナワクチン接種事業費の負担金の歳入が相当減っております。この理由は何でしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

令和３年度に繰り越しております。

○９番（福永 啓君） 50ページ、県補助金、熊本地震復興基金の歳入があるんですけども、今現在、これは県の地震復興基金のことだと思うんですけど、県の支出金ですから。その復興基金の残高は幾らなのか。また何か御船町としてそれを補助申請する計画があるのか。そして、これは、この基金を使う事業、町がやる事業もありますし、町民の方々が個々に使うことができる補助制度もありました。そういうのを、期限等、そろそろ切れそうなものとか、そういうのもあるのか、併せて答弁願います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、令和３年度の当初予算時点で県の財源で、67億8,000万円の残額がっております。県の予算、県の残額です。熊本地震復興基金については、県の条例で、まず令和８年12月31日までの事業期間と定められております。当町の令和２年度の主な熊本地震復興基金活用事業は、被災した個人宅の法面とか擁壁等の復旧に対します被災宅地復旧事業とか、神社などのコミュニティ施設を復旧する地域コミュニティ施設等再建支援事業などに活用しております。今後、この県条例の事業企画完了までに当町が復興基金対象事業がある場合は、この基金を活用していきたいと考えております。

○９番（福永 啓君） 何か喫緊に期限が迫っているとか、一応８年までというのが基本なんですけど、それ以前に打ち切られる制度とかもあったりするんじゃないかなという気もしていますけれども。その場合に何か、これで喫緊に打ち切られる補助制度等がありますか。早う申請しとかにやいかんとか。これはいつまで使われるとねとか聞かれることもございますので。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

各事業メニューによって、それぞれ期間が決定されております。その詳細については、ここに持ち合わせはありませんので、後ほど御説明したいと思います。

○9番（福永 啓君） 補助制度ですね、期限が切れるちょっと前に、ぜひ期限をお知らせください。これについては、至急するようにとか、「知らなかった」「聞いとらなかった」とやはり言いなはつとですよ。

続いて、熊本県移住支援事業補助金、予算で上がって、歳入がなかったんですけど。これはなぜでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この補助金に関しましては、熊本県全ての市町村で予算化されております。県が主体となる事業で、御船町はその25%の分となります。75%が県から交付されます。今回、これに関しましては、申請がございませんでしたので、今回はゼロということになっております。

○9番（福永 啓君） 土木費県補助金300万円、これに上がっていて、歳入がないんですが、この理由をお答えください。

○建設課長（島田誠也君） こちらにつきましては、予算策定の時点で土砂災害危険区域にお住まいの方から、移転補助事業を申請したいという御相談があつておりましたので、予算化をしたところではありましたが、こちらの要件は、当該家屋を除去して、区域外に転居をするということが決まっております、その方が、どうしてもレッドゾーンにある当該家屋を、そのまま残したいという御希望になっておりまして、事業としては採択されずにそのまま予算として残ったということになっております。

○9番（福永 啓君） 基本的に市町村によって若干対応は違いますけど、レッドゾーンのこの300万円です、レッドゾーンにあるところを、そこを撤去して、そして新たなところに移転、これは移転だから建ててもいいし、引っ越してもいいしという話になると思うのですが、取りあえず撤去するというのが御船町として、今のところ条件として付しているんですが、例えば、住めないようにしてオーケーとか、電気とか水道とか来なくて、住めないようにして、倉庫だったらオーケーとか、そういう何か。でもいやいやそうじゃ駄目なんです。とにかく撤去してくださいとなっているのか。どっちなのか、わかりますか。

○建設課長（島田誠也君） 基本的には撤去が原則ではありますが、例外的に、住宅をある程度解いて、床とかも全部はがして、倉庫として認められるケースもあるとは聞いています。

○5番（田上英司君） 55ページの下から3番目でございますが、学習指導員の報酬等補助金、コロナ対策107万円とありますが、これはこの指導員の方々、この御時世に非常に大変なことだろうと思いますが、何人いらっしゃって、どういうお仕事をされているのでしょうか。

か。

○学校教育課長（西本和美君） 昨年、令和２年度は夏休みを短縮しております。その夏休み短縮期間に、今学校のほうに来ていただいている特別支援教育の支援員及び複式学級の支援員、その皆さんに、夏休みの間、通常であれば夏休みだった期間に学校で授業を行う期間来ていただいております。７月20日から８月５日までと、８月20日から８月27日まで、10人の方に17日間来ていただいているものになります。

○５番（田上英司君） コロナ対策費というのは、相当来ておるようですが、今後、107万円ぐらいで足ると、大変な仕事をされるわけですから、若干御苦勞を勘案して、今後さらに続けられるということになると思うんですけど、子どもへのまん延が今拡大しております。そういうのを御検討いただいてもraitainというところであります。

○９番（福永 啓君） １点、質問を忘れておりました。財産収入のところを見ていただきたいと思うんですが、財産収入の総額、これは過去12年程度調べてみましたところ、前は1,500万円とか9,000万円とか、7,000万円とかあったんですが、このところ、100万円とか200万円とかで、今年は特に200万円を切って190万円とか、そのような額になって、財産資料では最低額になっております。町が所有する土地の有効活用や、この売却を計画的に進めていくべきではないのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

町が所有します土地や建物の財産については、現在行政財産は担当課、普通財産については総務課管理係が所管をしております。これまで、財産の貸付それから売却などの利活用につきましては、それぞれの所管課に委ねられておりましたので、あまりそういった利活用が検討されずに来ております。令和３年度からはこれまであまり機能していなかった御船町閉校施設及び遊休施設等利活用検討委員会というものがございまして、この機能を最大限活用して町有財産の有効利用を図るための施設ごとの具体的な検討に着手をしたところ です。

その中で、特に閉校施設など、地域への影響が大きいものにつきましては、委員会での議論のみならず、地域それから議会の御意見などを踏まえながら決定をしまいたいと思っております。

○９番（福永 啓君） 土地とか、町が持っていたら固定資産税は入ってこないわけです。建物を使っても、法人税も、そこで行われる事業税も入ってこないわけなんです。あんまり

所有することに不必要な、町として使わないものを所有しておくことに、町は出すほうになっちゃうんですよね。ですから、これは今まで大変いい検討をしていらっしやると思います。これまで1,000万円以上あったわけですから、そのところを、これに戻るように計画的にやっていただきたいと思います。

○7番（森田優二君） まず、51ページです。平成28年熊本地震復興基金交付金が、これが一応予算化してゼロになっております。この説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

決算書の真ん中ぐらいの、1,751万3,000円の分ですね、はい、わかりました。

この事業は、みんなの家の移築事業に係る補助金ということになります。補助申請の期限が大体2月末でした。それまで事業が完了しなかったものですから、この歳入だけが令和3年度への受入れということになっております。ですので、歳入だけ繰り越したということになります。

○7番（森田優二君） 歳入だけ繰り越したというと、事故繰越に当たるのかな。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そうです。事故繰越ということになります。

○7番（森田優二君） 備考欄に書いておいてくださいよ。

それから、59ページ、ここに土地建物貸付収入がありますけれども、これはどこの分ですか。

○総務課長（野口壮一君） 土地建物貸付収入の分は、まず土地の分で、中辺田見にありますハローワークの土地の貸付け、それから法務局で今、旧法務局で固定資産の事項別証明書等の発行をしております。その分の発行所の貸付分の分、それから、あと町有地内における集会所それから駐車場用地など、土地の7カ所の貸付収入ということで調定をしております。

○7番（森田優二君） 備考欄を見ると、その上は書いてあるでしょう。観光交流センターとかカフェとか括弧書きで書いてあるでしょう。だから、ここも括弧書きで、（どこどこほか何カ所）でもいいですから書いてもろうとくとわかりやすいんですよ。

それともう1つです。61ページ、ここで土地の売却収入が出ております。これは、どこの土地で、大体面積はどれぐらいあったのですか。

○総務課長（野口壮一君） 土地は、一応3筆を土地売却をしております。字図上、水路敷のところを、新築等により宅地化されるときに、この水路を払下げの手続をしております。

水路から普通財産のほうに移行しまして、そこを分筆して宅地のほうに売り払っているところなんです。大体、3筆合わせて、64平方メートルを売り払っております。

○7番（森田優二君） 場所はどのあたりになりますか。

○総務課長（野口壮一君） 1件は、現在しています小坂のコストコ用地の中に1つ水路がありましたので、そこを1筆と、あとは滝川のほうに2件ということになっております。

○1番（中城峯雄君） 1点お尋ねいたします。39ページ、7節ですけれども。社会福祉士国庫補助金900万円計上されております。これは身近な相談拠点の設置事業ということですが、この事業について説明をお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

令和2年度に実施した国のモデル事業で、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業に係る事業です。少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の抱えるニーズが多様化、複雑化してきております。このことを踏まえて、子ども、高齢者、障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るための事業です。

事業としましては、暮らしの身近な相談窓口を社協内に設置し、住民の抱える相談に対応しております。また、複雑な課題を抱えるケースに関しましては、役場内の各課の関係機関もその情報を共有して対応に取り組んでいるところです。

○1番（中城峯雄君） 国から900万円もらって、社協に相談窓口を設置しましたと。今、このコロナの時期ですから、いろいろな相談があると思いますけれども、900万円というのは、設置する事業費ですか、何ですか。突っ込んで言いますけれども、900万円は何にお使いになったのかです。

それと、今とても相談が多いと思いますけれども、どれぐらい、この前虐待の相談は222件あるということでしたけれども、どういった方がどういう相談をされているのか。スタートしたばかりだと思いますけれども、今の実績についてお尋ねします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

事業実績です。暮らしの身近な相談窓口を社協内に設置して、令和2年度の新規の相談件数は94件でした。これまでにどこに相談してよいかわからないような相談も受け付け、相談しやすい窓口の周知及び設置につながっております。社協自体が人権擁護に関する事

業に取り組んでいる施設ですので、様々な事業の中でも相談を受け止めて、それを社協内で情報共有をして、課題が大きいものについては、毎月1回定例的に実施する情報共有の連絡会を通じて、各課の職員と一緒に解決に向けての会議を行っております。

あと、地域づくりの強化事業もこの中に含まれております。小地域ネットワーク事業やサロン事業も令和2年度においては、この事業の中で取り組んでおります。

○1番（中城峯雄君） 今の時期にとってもいい事業をされておりますので、ただ、相談するのは住民の方ですから、住民の方がこのことを知っておるのかどうか。そこをもう少しPRを、住民の方にこういうことをやっているということを周知をお願いしたいと思います。

○議長（池田浩二君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

これより、1時5分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休 憩

午後1時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほど福永議員から質問がありました、平成28年熊本地震復興事業に係ります期間と周知についてということでお答えさせていただきます。

令和3年度末、令和4年3月までに終わる復興基金事業です。これが8事業ございます。その分はこの1年間で終わるということです。それ以外は、大体ほとんど令和8年の12月いっぱいということになっています。

周知方法につきましてですが、本年の、令和3年4月のみふね広報にこの一覧表を載せて、各課の事業名、その事業の内容、申請期間並びに問い合わせ先の各課の電話番号まで入れて周知しております。

○9番（福永 啓君） 皆さん経験なさっていると思いますけれど、広報に書いてあっても、「いやあ、見とらん。知らなかった。どけ書いてあるかい」ということをしょっちゅう聞かれる。私もそう言われます。恐らく皆さんもそういうことを言われるかなと思うんです。

機会を見つけて、いろいろな形で、そういう期限が切れるときは周知徹底を努めていただきたい。例えば、区長に伝えておくとか、いろいろな形でですね。やはりどうしてもそういうことを言われる方が必ず出てまいりますので、そこに対する対応とか周知徹底をよろしく願いいたします。

○社会教育課長（緒方良成君） 森田議員の社会体育施設の収入未済について御説明いたします。

この収入未済につきましては、小・中学校の体育館の使用料になりますが、本来、年度内に納入されなければならないものでしたが、それが納入されていなかったということで、6月にこの未済につきましては、納入がされております。

○議長（池田浩二君） 続いて、18款、寄附金から22款、町債までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、18款から22款までの説明を申し上げます。

決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。18款、寄附金。1項、寄附金。1目、一般寄附金。収入済額24億8,346万8,249円です。一般会計寄附金が319万9,749円と、ふるさと納税寄附金が24億8,026万8,500円になります。4目、教育費寄附金。収入済額4,320円です。恐竜博物館寄附金になります。

19款、繰入金。1項、1目、特別会計繰入金。収入済額1,377万2,209円です。62、63ページをお願いします。介護特会からの精算返納金となります。

2項、基金繰入金。1目、財政調整基金繰入金。収入済額1億665万6,000円です。5目、減債基金繰入金。収入済額1,941万308円です。10目、ふるさと応援基金繰入金。収入済額2億6,789万1,004円です。同じく、10目、ふるさと応援基金繰入金繰越明許。収入済額559万円です。11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金。収入済額5,180万3,942円です。同じく、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金繰越明許。収入済額1,509万1,436円です。同じく、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金事故繰越。収入済額484万1,278円です。

64、65ページをお願いします。12目、恐竜博物館振興基金繰入金については、基金からの繰入れは行っておりません。13目、公共施設等整備基金繰入金。収入済額330万円です。

次に、20款、繰越金。1項、1目、繰越金。収入済額4億4,482万4,869円です。同じく繰越金繰越明許。収入済額1億9,035万5,000円です。同じく、1目、繰越金事故繰越。収入済額1,340万617円になります。

次に、21款、諸収入。1項、延滞金、加算金及び過料。1目、延滞金。収入済額143万8,643円です。住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税の延滞金になります。

66、67ページをお願いします。2項、1目、町預金利子。収入済額2万3,664円です。定期預金と普通預金の利子になります。

3項、貸付金、元利収入。1目、災害援護資金貸付収入。収入済額211万9,661円です。

4項、受託事業収入。1目、農業者年金業務委託金。収入済額29万8,300円になります。5目、農地中間管理機構特例事業事務委託金。収入済額2万1,000円です。

5項、1目、弁償金。収入済額はありません。3目、過年度収入。収入済額1,260万8,094円です。68、69ページをお願いします。主なものは、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,207万1,708円になります。4目、雑入。収入済額7,239万8,444円です。主なものは、派遣職員給与返納が1,620万8,328円。70、71ページをお願いします。恐竜グッズ販売収入として1,372万1,408円です。

72、73ページをお願いします。22款、町債。1項、町債。1目、総務債。収入済額7,120万円です。庁舎エレベーター等建設事業債6,950万円と、保健センター屋上防水改良事業債170万円です。

2目、農林債。収入済額800万円です。圃場整備等に係る中山間地域総合整備事業債610万円と、東禅寺水路改修に係る緊急自然災害防止対策事業債190万円です。同じく、2目、農林債繰越明許。収入済額620万円です。竹の迫急傾斜地崩落防止に係る緊急自然災害防止対策事業債になります。

3目、土木債。収入済額9,730万円です。主なものは、1節の道路橋梁整備事業債の地方創生道整備推進交付金事業4,940万円、四宮橋架替工事に係る社会資本整備交付金事業1,540万円です。74、75ページをお願いします。同じく、3目、土木債繰越明許。収入済額4億7,350万円です。主なものは、1節、道路橋梁整備事業債の地方創生分、これが1億4,750万円、国の補正予算分が2億3,870万円、それに13節、木造仮設利活用事業債5,790万円となっております。

4目、消防債。収入済額4,830万円です。積載車及び小型ポンプの購入や消防詰所建設等に係る消防施設整備事業債3,740万円と、避難所機能強化事業債1,090万円になります。同じく、4目、消防債繰越明許。収入済額4,260万円です。消防詰所及び防火水槽建設に係る消防施設整備事業債となります。同じく、4目、消防債事故繰越。収入済額2,780万

円です。消防詰所建設に係る消防施設整備事業債となります。

次に、5目、臨時財政対策債。収入済額1億9,167万7,000円です。

次に、6目、災害復旧事業債。収入済額840万円です。主なものは、1節の公共土木施設災害復旧事業債720万円です。76、77ページをお願いします。同じく、6目、災害復旧事業債繰越明許。収入済額2億7,860万円です。主なものは、9節、宅地耐震化事業債の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業債2億1,020万円になります。同じく、6目、災害復旧事業債事故繰越。収入済額910万円です。農地・農業用施設災害復旧事業債400万円と宅地耐震化推進事業・拡充事業債510万円となります。

次に、7目、教育債。収入済額1,000万円です。カルチャーセンター空調改修事業に係る社会教育施設整備事業債となります。7目、教育債繰越明許。収入済額3,080万円です。これは、小・中学校通信ネットワーク整備事業に係る義務教育施設整備事業債となります。

9目、減収補填債。収入済額1,348万円です。新型コロナウイルス感染症の影響により年度途中の減収補填に対する減収を補填するための特別の地方債になります。

以上、歳入、令和2年度収入済額155億5,330万1,519円になりました。

以上で、説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。18款、寄附金から22款、町債までについて、質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点について、伺います。

まずは、60、61ページの寄附金になります。ふるさと納税で24億8,026万8,500円が歳入として上がっておりますが、使い道として4つの事業があります。町長が必要と認める事業のほかに3つありますが、この24億円、それぞれの使い道の金額は出しているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和2年度ふるさと納税寄附金として、約24億8,000万円寄附がっております。その内訳としましては、議員がおっしゃる4つの項目を設けております。まず、町長が必要と認める事業の寄附金額です。13億9,054万1,000円です。次に、子育て支援・教育に関する事業の寄附金額です。7億2,891万4,500円です。次に、安全で快適な環境づくりに関する事業に関しましては、1億6,720万9,000円です。最後に、地域振興に関する事業に関しましては、1億9,360万4,000円、合わせまして24億8,026万8,500円という金額になります。

○4番（福本 悟君） 課長、1点だけ聞き漏れといたしますか、2番目の子育て支援・教育に関する事業について、再度金額をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

子育て支援・教育に関する事業です。これに関する寄附金は7億2,891万4,500円でございます。

○4番（福本 悟君） では、関連の質問になります。

次の62、63ページ、こちらに基金の繰入金の中にふるさと応援基金繰入金、それと同じく繰入金の繰越明許がありますけれども、今、課長から説明いただきました、この24億のそれぞれの内訳をいただきました。それでは、この基金の繰入りが、トータルで2億7,348万1,004円ありますけれども、この繰入りが、先ほどいただきました4つの事業、それぞれの金額は、今わかりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、町長が必要と認める事業に対しましての、ふるさと応援基金からの繰入金です。4,059万7,967円となります。次に、子育て支援・教育に関する事業に関しましては、9,203万8,835円です。次に、安全で快適な環境づくりに関する事業に関しましては、まず繰越明許以外です。この分が1億1,268万3,902円と、繰越明許の分が559万円です。次に、地域振興に関する事業に関しましては、2,257万300円になります。

○4番（福本 悟君） それでは課長、この今の4項目、それぞれ1番から4番までいただきましたので、この主なものを何か課長まとめておられますか。どういうものにお金を使ったとか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、2億6,700万円の基金の取崩しで、現年度分です。これに関しましては、子ども医療費に対する財源として、約3,567万1,000円です。それと、学校環境整備事業に関する事業としまして2,227万円ほど取り崩しております。それともう1つが、繰越明許の559万円です。こちらは荒瀬妙見坂線の側溝敷設替え工事に370万円、それに、連携保全活動計画策定委託料に187万4,000円取崩しを行っております。

○4番（福本 悟君） ただ今、子ども医療関係でふるさとのほうの充当ということで、約3,600万円ほど掲げられているということで、先般、一般質問をしましたので、また次の予算も確認をしていきたいと思います。

○7番（森田優二君） 71ページです。ここに、特別展の確認から、収入ということで417万円ほど上がっております。昨日の一般質問のときは、特別展の決算、平成2年度はゼロ円ということで聞いております。ところが、その前、特別展にどれだけの人数が入ったかで、1万1,000人入ったということです。ここで、410万円の利益が上がっておりますけれども、特別展で利益が上がった分は今までは恐竜博物館の振興基金に積立てをしようと思えます。もう1つ、62ページ、こちらのほうの積立金にはゼロで表記をしてあります。ここが私はわかりませんので、説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この417万9,532円ですが、この記載が実行委員会の収入としておりましたが、負担金で500万円払っておりましたものに対しての返還金になりますので、この記載が、負担金の返還というのが抜けておりました。500万円支出して、それをまた戻すという形になりますので、収入自体は合っておりません。逆にマイナスということに、決算上は80万円ほどのマイナスとなっております。

○7番（森田優二君） その500万円は、どこから出ているんですか。ここからは出ていないんでしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この特別展に関しましては、令和元年度に支出しております。

○7番（森田優二君） 去年、元年度の決算のときに一応入ってはおります。1,500万円出して、1,000万円は入って、最終的には590万円の収入が出ているんですけど。その500万円は元年度に出ているでしょう。これは令和2年度でしょう。会計処理がちょっとおかしいんじゃないですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

会計処理上は、本来令和元年度で支出しておりましたが、戻入れということで、支出上の問題はないかと思っております。

○7番（森田優二君） 緒方課長は、前に水道課におったけんが、会計処理のあれはわかっているでしょう。例えば、令和元年度に500万円そのまま置いて、要するに元年度でするはずのがコロナ禍ででけんだった。出納閉鎖まででけんだったから、6月以降にした。そうした場合、处理的には繰越しか何かしとかんといかんとかじゃなかですか。例えば、繰越しにするのか、水道会計で言うと未収金、未払いは一般会計ではできませんけれども、私は、

昨日の一般質問でも、特別会計というのはそこらあたりもあるから、特別会計がいいということを言ったんですよ。そこらあたりの処理はどうなりますか。これでいいんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

特別会計となるとそういう処理も必要になりますが、これは一般会計ということで、このような処理をしております。

○7番（森田優二君） この去年出している500万円が、全然皆さん見えないよということを言っているんですよ。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この備考のところが非常に記載がわかりづらいということでありました。この記載につきまして、この負担金の返還金ということで説明をしたいと思っております。

○7番（森田優二君） 意味はわかるんですよ。ただ、会計処理上は問題がないかということを知っているんです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

会計処理上は、これは一般会計で処理しておりまして、財政等との協議は行っておりまして、問題はございません。

○7番（森田優二君） 相談して問題はないということですが、問題はないですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

社会教育課長が答弁されたとおり、問題ないと認識しております。

○議長（池田浩二君） 質疑ありませんか。

○9番（福永 啓君） すみません。寄附金から、寄附金の中に、先ほど福本議員がおっしゃったふるさと応援基金以外に、一般寄附金というものがございます。令和元年が約2,604万円ぐらい。令和2年は増えて、320万円になっているんですね。これ実はずっと減ってきたんですけど、地震から減ってきて、令和2年になったらちょっと上がっている。この一般寄附金、代表的にどのような方がどのような趣旨でされる場合が多いのか。また、この一般寄附金、何か返礼等、お礼等を行っているのかどうか、お願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今回の一般寄附金については、14件の寄附がっております。個人の方、それから企業の方、それから団体等の方から寄附をいただいております。寄附の趣旨として、熊本地震からの復興を目指した支援と、現在の令和2年度からのコロナウイルス感染の対策を取っておりますので、これにコロナの支援ということで、寄附金をいただ

いております。

○9番（福永 啓君） 代表的には、どのような趣旨の方が、代表的な寄附の例とか、どれくらいの額をしていらっしゃるとか、あと一般寄附金に対する何か返礼等はないんですか。

○総務課長（野口壮一君） 14件の寄附金の中で、1件当たり50万円を上回っているのに、1つは町内の団体で竹ん子の会という団体がありまして、そこが解散をされたということで、残金を町に寄附をされております。それから、熊本地震の復興支援のチャリティーの、ゴルフのチャリティーをされております。その団体からの寄附も50万円を超えているというところですよ。

返礼品については、あくまでも寄附をされる方というのが、返礼を求めているのじゃないと、純粋な寄附金ということで、そういう趣旨でなされているということで、町では、この寄附のあった方々に対してお礼状を差し上げているというところにあります。

○9番（福永 啓君） ふるさと納税と違って、無償で寄附をしていただけるわけですので、大変感謝しなければならないかなと思います。

次、繰入金の中で、先ほどのふるさと応援基金はわかりました。現時点で、これは御船町の熊本地震復興基金の残高は、決算だとかは書いてあるんですけど、決算及び現時点、これは変化等ありましたらお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成28年熊本地震復興基金の残高という質問です。令和3年、今回の9月補正までを反映した残高は、残りが9,580万1,000円が、今の9月補正後の金額になります。

○9番（福永 啓君） 大体3億円ぐらいこの決算ではあったわけですよ。あと2億円以上、9月までに予算化しているということですよ。

次に、諸収入。弁償費の収入未済額が1億742万円、これは毎年上がっています。これは、竹バイオマス関連の弁償金だと思いますが、徴収状況はどのようになっていますでしょうか。また、これにはそもそも遅延損害金というのが毎年付くようになっております。その分の債権も名義が付いてちゃんと御船町が持っているわけなんですけど、この遅延損害金の扱い、決算上の扱いはどのようになっていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この弁償金につきましては、竹バイオマス訴訟における債権者の請求金となっております。内訳としましては、別役氏への損害賠償金が1,462万9,679円、

山本氏への損害賠償額が9,279万3,000円となっております。現在の徴収状況ということですけれども、現在、催告、両者において行っておりますものの、両者とも入金がない状況です。

それから、遅延損害金の取扱いにつきましては、債権額に対して、年5%の割合で発生しております。本年8月31日時点で、山本氏が4,910万4,021円、別役氏が774万1,705円となっております。この遅延損害金についても入金がなされていないという状況です。

なお、この遅延損害金の財務会計上の取扱いにつきましては、商工観光課において、額については整理・管理をし、この遅延損害金の性質上、元本を完納したときに初めて金額が確定いたしますので、あらかじめの予算化また調定などは行わず、収入があったときに都度収入調定を起こすこととしております。

○9番（福永 啓君） 会計上はそれで、公会計上はその時々にあったときに歳入調定を表すと。ただ、債権に当たるお金ですので、そのところが、どこかにこれは、財産とか何とかの徴収とか、そのあたりに表れる部分がなくていいのかなと。4,000万円とか5,000万円とか、4,700万円というところなんです、これは、何かの債権に当たると思うんです。それはこういう公会計上、財産に関する調書等、そのあたりに記載する義務とかはなかったですか、大丈夫ですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

財務部局とも協議をしましたが、税法に定める延滞金との取扱いと同様に取り扱うこととしております。税の延滞金につきましても、督促手数料であったりとか延滞金等については、予算化というものはあらかじめしてございませんので、もちろん当該債権額に係る延滞金の管理というものについては、商工観光課において厳正に行っていくということで、整理をしてございます。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。続きまして、町債。土木債なんです、これが予算額の半分以下の起債となった主な理由はどのようなものがありますか。

○建設課長（島田誠也君） 土木債につきまして、予算額の半分以下になっているということで、基本的には事業を繰り越した分の起債の分が翌年度に繰り越されたことによって、予算に対して収入済額が少なくなっているという状況でございます。

○9番（福永 啓君） 予算額が減っている場合というのは、主に、そのような理由が主だと思っています。そうしましたら、災害復旧事業費の起債、これは予算額の7分の1が起債

額になっている。予算額の7分の1なんです。起債されているのほんの少し。これも同様に繰り越した分という理由でよろしいでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 災害復旧事業債につきましても、繰越事業が大きな要因となっております。

○9番（福永 啓君） 学校教育施設等整備事業債なんですが、先ほど言われたとおり、トイレの話だと思うんですが、トイレが繰越しになってから、これも予算で起債されていたけれども起債がなかったと、そのように理解してよろしいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 議員がおっしゃるとおり、御船中学校トイレ洋式化改修工事を繰り越したため、学校教育施設等整備事業債も繰り越しております。

○7番（森田優二君） すみません、もう1回、確認します。結局、この400何十万円、これに関しては、特別展をして、その500万円出していたから、その相殺をして払い戻しをしたということですがけれども、その500万円というのは、どこに出てくるのですか。大体見えんでしょう。

もう1つは、500万円のうちに、要するに80万円赤字だったというなら、今まで利益のあったのは全部振興基金に積立てしよるけんが、だったら特別展なら、それを取り崩して80万円入れて、500万円にして、そのまま負担金を戻していくというのが当然ではないですかね。いずれにしても、その500万円というのが、令和元年度に1,500万円のうちの500万円残っていたけん、その500万円が全然見えんとです。そこはどうなりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和元年度の支出になりますが、元年度に夏と春ということで、1,000万円と500万円、それを合わせて1,500万円にしております。その1,500万円のうちの500万円が、この負担金ということになります。

○7番（森田優二君） 言う意味はわかるとです。ところが、この会計、これでは全然出てこんでしょう。だから、その500万円は令和元年度に処理してしもうてあると、みんなは思うわけですよ。だから、そのこのところを、その500万円は今回の決算ではどういうふうに理解するとよいかと。言葉ではわかります。けど、これでは見えてこんでしょう。そこを私は言っているんです。そして、さっき言ったように、利益があったときだけ積立てして、赤字のときは積立てを取りくずさんで、例えば500万円買って400万円しかありませんでしたと返すのかと。それはやはりどうしても、特別展とはいえ、おかしいと思うんです。そ

このところを今聞いているんです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、令和元年度に支出しておりますので、この令和2年度の決算には全然出てきません。処理上、確かに出てこないということで見えにくいとは感じております。ただ、一般会計ということで、先ほどからも説明しておりますように、本来繰越しという措置をしておりますので、こういう表記になっております。

○議長（池田浩二君） 森田議員、質疑は3回までとなっておりますので、執行部も簡潔な回答をお願いします、答弁を。

○7番（森田優二君） これはここで言っても、お互い理解できませんので、また別の機会に尋ねますけれども、やはり処理の仕方がおかしいんですよ。口で説明はわかるんですけども、やはりきちんとそれがデータ上出てこないとわかりませんし、逆に言うなら、この420万円はそのままこれに書いてあるように利益として上げたほうがいったんようはなかですかね。そういうことも考えられるんですよ。要するに、もう全然処理の仕方がなっとらん。そういうふうに私は言わにや仕方がないと思います。

○5番（田上英司君） 69ページの雑入の欄で真ん中付近でございますが、派遣職員給与等返納1,620万円ほどと、この派遣職員の給与等返納、この内容を、ちょっと金額が大きいからですね。この内容を聞かせていただけませんか。

○総務課長（野口壮一君） 御船町の職員を広域連合に2人、それから後期高齢者の医療事務に職員1人、計3人を派遣しております。本来御船町で、この3人に御船町から給与を支給していたわけなんです、この広域連合それから後期高齢者医療のほうから、御船町が出した給与分についての給与を補填していただくというものになります。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の歳出について担当課長の説明を、款・項・目の順に求めます。1款、議会費、2款、総務費の説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） それでは、歳出の説明をしていきます。決算書の78ページ、79ページをお願いします。

1款、議会費。1項、議会費。1目、議会費です。支出済額9,744万7,360円です。主なものは、1節、報酬から4節、共済費までの議員14名及び職員3名分の人件費です。このほか、10節、需用費の議会広報「あおぞら21」の印刷製本費として200万7,868円、80、

81ページをお願いします。12節、委託料の議会会議録作成委託料132万2,568円、18節、負担金補助及び交付金の政務活動費交付金164万1,137円です。

次に、2款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費です。支出済額3億4,202万8,396円です。主なものは、1節、報酬から4節、共済費までの職員33名の人件費並びに負担金、共済掛金などです。84、85ページをお願いします。12節、委託料。81行政区の区長への御船町区長委託料2,597万8,600円です。86、87ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金。上益城広域連合負担金1,599万1,000円、熊本地震災害に係る山口県、熊本県湯前町からの中長期的な人的支援に係る負担金1,046万481円です。

2目、文書広報費。支出済額1,735万4,841円です。主なものは、10節、需用費の広報みふね印刷製本費494万4,564円、例規集追録代515万5,546円。13節、使用料及び賃借料の例規集検索システム使用料154万4,490円です。

88、89ページをお願いします。3目、財産管理費。支出済額15億3,253万3,805円です。主なものは、1節、報酬から4節、共済費までの5名の会計年度任用職員に係る人件費です。90、91ページをお願いします。12節、委託料の固定資産台帳整備支援業務委託料508万2,000円、公共施設個別計画策定支援業務委託料330万円、庁舎エレベーター等増築工事施工管理委託料550万円です。92、93ページをお願いします。14節、工事請負費の庁舎エレベーター等増築工事請負費7,327万4,069円、庁舎トイレ改修工事997万8,100円です。24節、積立金、8基金への積立金13億6,287万6,385円です。

説明を替わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　続きまして、4目、企画費。支出済額14億234万6,846円です。

主なものは、7節、報償費で、ふるさと納税寄附金に対するお礼の返礼品として、6億7,126万8,435円です。95ページをお願いします。11節、役務費のふるさと納税返礼品送料として、1億4,679万1,824円、それにふるさと納税ポータルサイト利用手数料として1億6,705万2,628円。次に、12節、委託料でふるさと納税支援サービス委託料1億4,811万2,741円。同じく、ふるさと納税寄附者対応委託料1億4,521万2,545円になります。

97ページをお願いします。5目、地域振興費。支出済額5,195万773円です。主なものは、7節、報償費の地域おこし協力隊謝金14名分2,160万円です。99ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊活動補助金1,724万6,225円になります。

以上、企画費の説明を終わります。

○総務課長（野口壮一君） 6目、交通安全対策費。支出済額1,520万5,714円です。100ページ、101ページをお願いします。主なものは、需用費の防犯灯及び街路灯電気料674万3,380円。14節、工事請負費、ガードレール設置工事請負費446万5,515円です。

続きまして、7目、電子計算費。支出済額1億396万978円です。主なものは、12節、委託料の総合行政システム保守委託料1,227万4,548円、住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料941万5,560円です。102、103ページをお願いします。13節、使用料及び賃借料のシステムソフト使用料2,691万9,604円です。総合行政システムリース料1,556万8,740円です。18節、負担金補助及び交付金の社会保障税番号制度システム整備負担金618万9,000円です。

次に、8目、職員厚生費。支出済額479万2,884円です。主なものは、12節、委託料の職員健康診断389万4,009円です。

9目、諸費。支出済額120万91円です。104、105ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金の御船地区防犯協会負担金110万8,800円です。

説明を替わります。

○商工観光課長（鶴野修一君） 説明いたします。

10目、企業誘致費。支出済額674万9,173円です。主な支出としまして、12節、委託料で、弁護士委託料、バイオマス裁判成功報酬440万円、同じく12節、委託料で、企業誘致関連業務委託料、企業誘致アドバイザー分で167万900円です。

企業誘致費の説明は、以上です。説明を替わります。

○総務課長（野口壮一君） 16目、特別定額給付金給付事業費。支出済額16億8,950万円です。106、107ページをお願いします。主なものは、18節、負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全町民へ給付された特別定額給付金です。

17目、特別定額給付金給付事務費。支出済額1,207万6,382円です。主なものは、需用費の給付事務に係る消耗品費358万1,938円。12節、委託料の特別定額給付金に係る給付台帳システム対応業務委託料200万6,400円です。

説明を替わります。

○会計管理者（宮崎尚文君） 続きまして、20目、会計管理費について説明します。同じく、106、107ページです。支出済額609万8,674円です。主なものは、11節、役務費、納付書読

込手数料と窓口収納手数料の129万6,306円。それと12節、委託料で指定金融機関肥後銀行御船町役場内派出所委託料の273万6,800円になります。

会計管理費については、以上です。

○町民税務課長（畑野英樹君） 108、109ページをお願いします。2項、徴税費。1目、税務総務費。支出済額8,790万3,460円です。人件費のほか、主なものは11節、役務費の通信運搬費、納付書等の後納郵便料金としまして439万6,864円です。12節、委託料。主なものは、固定資産税課税土地評価業務委託料の990万3,600円です。

110、111ページをお願いします。2目、賦課徴収費。支出済額1,188万9,235円です。主なものは、11節、役務費の通信運搬費。督促状の後納郵便料金としまして、70万166円です。22節、償還金利子及び割引料の町税還付金として951万6,831円です。

3項、1目、戸籍住民基本台帳費です。支出済額4,480万2,734円です。114、115ページをお願いします。人件費のほか主なものは、18節、負担金補助及び交付金の通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る負担金726万1,000円です。

説明を替わります。

○総務課長（野口壮一君） 4項、選挙費。1目、選挙管理委員会費。支出済額454万6,264円です。主なものは、選挙管理委員会の委員報酬と職員1名の人件費です。2目、選挙啓発費。支出済額2万6,334円です。主なものは、10節の需用費、消耗品費ということになります。

説明を替わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 同じく114、115ページになります。5項、統計調査費。116、117ページをお願いします。1目、統計調査総務費。支出済額4万94円です。消耗品と負担金になります。

2目、学校基本調査費。支出済額1万1,000円です。消耗品となります。

次に、3目、工業統計調査費。支出済額5万8,913円です。調査員2名分の報酬と消耗品になります。

次に、4目、国勢調査費。支出済額754万2,368円です。主なものは、1節の報酬で、指導員13人分と調査員90人分、会計年度任用職員3人分の報酬です。

次に、118、119ページをお願いします。6目、農林業センサス費。支出済額1万8,926円です。消耗品費と通信運搬費になります。

20目、経済センサス活動調査費。支出済額3万6,567円です。消耗品費になります。

次に、21目、経済センサス調査区設定費。支出済額4,400円です。消耗品費になります。

以上で、統計調査の説明を終わります。替わります。

○総務課長（野口壮一君） 6項、監査委員費。1目、監査委員費です。支出済額137万6,796円です。主なものは、1節、報酬の監査委員報酬93万900円となっております。

以上で、1款、議会費、2款、総務費の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） これより、2時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休 憩

午後2時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑を行います。1款、議会費、2款、総務費について、質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） それでは、成果説明書でお伺いいたします。まず11ページです。地域公共交通機関の運行対策事業について、お伺いいたします。これについて、今回歳出が2,900万円ぐらいあってありますが、昨年から比べると約600万円ぐらい増えております。これは結局利用がなかったら、少なかったなら、町が補助金をその分投入していかなければいけないかと思いますが、決算で言うことではないと思うんですが、今後こういった形で予算がずっと増えてくるかと思うんですが、今後、どう町として考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

本年度、地域公共交通協議会を立ち上げております。その中で、今後の将来の御船町の公共交通網がどのような形が一番最適なのか、住民のより使いやすい公共交通にするため、そういうのを今回協議して、それを本年の3月31日に素案を出したいと思います。そのために今現在、9月からアンケート調査に入っております。そして、12月から1月にかけて、空白地域を回りまして、その説明会を行います。そこで町民の意見を取り入れまして、全体的な、抜本的な見直しをかけたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 見直しをかけるという形で今説明がありましたが、大体の思惑とか何かはあるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、ここに歳入で174万2,000円ほど上がっております。この公共交通網の計画を策定することによって、今度は逆に国からの補助金が該当しますので、そちらのほうで補助金を獲得したいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 私も、そのアンケートのメンバーに選ばれていましたのでいい方向に書いておきますので、よろしくお願いします。

続きまして、成果説明書の13ページです。移住定住の関係です。昨日井藤議員が一般質問でもお聞きになりましたが、一番最後の空き屋改修助成金が150万円出ています。最高限度額が50万円だったので3件くらいあったのかなという形では思っておりますが、大体、この工事はこういったことをされていたんですか、お伺いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この空き屋改修助成金は入ってこられた移住者に対する補助金という形になっております。ほとんどが台所とか床の張替えです。そのあたりに大体使われております。

○3番（宮川一幸君） 大体改修すると、水周りは50万円では絶対足りない。昨日井藤議員でも言われていたんですが、もう少し増やしていただいて、町独自の何かそういった、こういった町外からの移住者に対しての事業を拡充していただければいいかなと思いますので、今後とも検討をよろしくお願いします。

あともう1件、最後に、成果説明書の21ページです。総務課に、職員の健康診断事業の関係なんです。去年もお聞きはしたんですが、ストレスチェックをされております。9名の方が未実施という形で書いてあったんですが、この97%の職員の方、291名がされているんですが、この方々が何かストレスチェックから、その次の何か心配事があられた方がいらっしゃったら、その方の人数とか状況の説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 職員の健康管理を目指して、毎年ストレスチェックを正規職員それから会計年度任用職員を含めて実施をしております。150問の設問に対して答えていくというものになりますが、これを答えていく中で、ストレス度というのが出てきます。約60%を超えるストレスを抱えている職員というのが、アンケートをした職員全体の約5%ぐらいは60%を超えているという状況です。

その中から、対象職員に対して、熊本赤十字病院に産業医の委託をしております。そちらに紹介をして、希望をする者は産業医との面接をしていくということでやっております。

す。令和２年度までは、このストレスチェックだけをやっていたんですけど、本年度から産業医とのつながりを持たせて、改善に向けて対応をしているというところになります。

実際、今年２人の職員が産業医と実際面談を行っております。

○３番（宮川一幸君） こういったことを事前にしながら、職員の方は今コロナ対策とかいろいろな事業に対して奮闘されております。職員が病気してしまったら、町行政も動きませんので、こういったところはちゃんと総務課の管理をしていただいて、健康管理をちゃんとして行政運営に当たっていただきたいと思います。

○１０番（田上 忍君） それでは、私も主要施策の成果説明書から行かせてもらいます。

２ページ、区長業務委託のところですけども、町からの情報を的確に提供することができたとありますが、もうちょっと具体的に説明してもらっていいですか。

○総務課長（野口壮一君） 令和２年度におきましても、区長会の、本来だったら年４回の定例会を開催するところなんですけど、コロナ禍の中で、定例会が制限されていたというのは事実であります。こういうこともあり、行政からの文書を密にして、月２回各区長宅に配布をして、その文書を配布するだけでなく、配布して直接区長にお会いできたら、区長からの要望事項等も聞き取って帰ってくるというものを実施したというところであります。

○１０番（田上 忍君） 今までと違うのは、直接会って情報収集をしたというところになりますか。あと、それから月２回というのは、これは今までよりも増えたということですか。

○総務課長（野口壮一君） 月２回というのは、これはもう以前から月の半ば、それから下旬に行っていた経緯があります。

○１０番（田上 忍君） ということは、回数的には同じだけど、面と向かって区長と話できたからよかったというところですね。

もう１点、町民の福祉の向上に寄与できたとありますが、このあたりをもうちょっと説明してもらっていいですか。

○総務課長（野口壮一君） 直接的なものは考えられないかなと思いますけど、間接的に、今言いましたように、区長からの要望事項を聞き取ってきて、関係課にお伝えをして対応していたということになります。

それから、先ほども言いましたように、定例会もコロナで制限をされておりましたので、文書も詳しく、また小さな情報でも配布を心掛けたというところであります。

○１０番（田上 忍君） ちょっとよくわからないんですが、じゃあ福祉課長、ここで福祉の向

上に寄与できたとありますけど、何か区長会からの情報が入ってきたのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 区長会での説明は様々な課から情報を提供します。特に、コロナの状況とかは福祉課で進める様々な事業の情報提供で、区長にどういうことを福祉課がやっているということは周知できたのではないかと思います。

○10番（田上 忍君） いや、私が聞いたのは逆なんですよ。だから、総務課長は区長の声を、情報提供して、一緒に話できて、情報収集できたと。そこから福祉業務に寄与できたということ言われているから、だから、総務課から何か福祉課長にそういう情報提供というのはあったのかなということを聞いているんです。

○福祉課長（西橋静香君） 総務課から福祉課に対して住民の福祉の向上につながった項目はありましたという情報があったかということですか。はい。

まあ、介護予防事業ではコロナ禍の中での感染対策をどうしたらいいのかというのが、総務課から情報を福祉課に、お伺い行政の内容ではあったと思いますが、そういう情報を提供がありましたので、その対応の仕方についてお答えすることができたり、あと介護予防拠点などについても、利用を希望する区が増えたということは福祉の向上につながったのではないかと思います。

○10番（田上 忍君） 私は成果説明書に、こうやって福祉の向上に寄与できたとあるので、何かもっとたくさんいろいろなものがあったから、成果説明書に実績として書いてあるかなと思ったところです。

次、3 ページです。豪雨災害の職員派遣というところですが、地震と違う豪雨災害です。これを職員が向こうへ行かれて経験したということで、いろいろ学びがあったということですが、どういう点が今回職員を派遣してよかったということで上がっているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 御船町では、熊本地震を経験したという経緯を踏まえて、今回、令和2年7月の豪雨災害における県南地域への派遣を実施したということで、熊本地震の地震災害と違う水害の被災についての知識を得られたというところになるかなと思います。ただし、熊本地震と共通する点等は、もう職員も経験をしておりますので、そこら辺はスムーズに支援ができたのかなと考えております。水害が本町でも起こる可能性というのも十分ありますので、今回の派遣をした経験をもとに対応を練っていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ということで、具体的には答弁になかったのですが、具体的に、どう
いうのがよかったというのがありますか。

○総務課長（野口壮一君） 直接メリットがあったというのは、今後の災害の中でも生かして
いきたいということで考えておりますが、よかったことということであれば、実際、熊本
地震の際にも、この県南地域の方々の職員も本町に支援をいただいたという経緯がありま
す。そこで本町からも派遣をしたことにより、この自治体間の連携が深まったというのが、
1つ得たものではないかなと感じております。

○10番（田上 忍君） では、本当に求めるところが出てこないんですが、あと、今後に活用
できる災害派遣業務だったということですから、ということは、何か成果物等はまと
めてありますか。

○総務課長（野口壮一君） まとめまではできてないというのが事実であります。しかし、派
遣に行った職員からの口頭による報告等は受けているという状態にあります。

○10番（田上 忍君） ということは、今後、御船町でもし豪雨災害とかが起こった場合に、
今回の派遣業務で得た、その成果というのをどうやって活用していくんですか。その人が
いなかったらできないでしょう。そう思いませんか。いかがですか。

○総務課長（野口壮一君） 先ほども答弁したように、熊本地震を経験した御船町でもありま
すし、違う点は水害の被災というところについて、先ほど言いましたようにまとめができ
ておりませんので、その辺は今後利活用ができるようなものにまとめ上げていければと考
えております。

○10番（田上 忍君） 今、課長が今後まとめていくということですから、町長、その辺
は、町長の考えはどうですか。

○町長（藤木正幸君） 職員は、忙しい復興の中においても、県南のほうに身をもって頑張っ
てきていただきました。派遣した各首長は、私のところまで、御船にお礼に来られました。
「御船さんのおかげで各地域の町民が助けられました」ということで、いち早く出向き、
いち早く行動し、いち早く成果を挙げたのが、この御船町の職員だったと自負しておりま
す。この経験というのは、恐らく一人ひとりの心の中に、そして頭の中に残っていくだろ
うと思います。一人ひとりが行ってきたことを、やはり1人でするのではなくて、今後い
ろいろなところに広めていく、伝えていくという業務も私たちにあると思います。

一人でも多くの方々に私たちが行ったことを広げられるように、また私も注意してい

きたいと思います。

○10番（田上 忍君） 確かに経験したことは、自分の体と心の中に残ると思います。でも、その人がいなくなったら、せっかく行ったそのいい経験が次に生かされていないと思うんですよ。だから、こういうときは向こうでこうやっていたよと、何かそういうマニュアル的なものを、何か簡単なものでもいいから作ったらどうかなと思うんですけれども。その辺はまとめるということで、課長は言われたのですよね。課長、どうですか。

○総務課長（野口壮一君） 実際派遣をして経験したこと、またこの災害に対する知識を得たことあたりは、十分に今後の御船町の災害に生かせるようにまとめていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） じゃあ、言われたことはやってほしいと思います。

続いて、6 ページ、庁内のエレベーターのことが成果説明書にあります。実績として、この成果説明書にはよいことばかり書いてありますが、実際付けた後、いろいろな課題もあるかと思うんですけれど、何か課題等は今は上がっていますか。

○総務課長（野口壮一君） 実際、エレベーターが稼働し始めて、課題というのは今まで上がってきてないんですけど、実際、2階まで車いすでこのエレベーターを利用して上がってこられて手続をされているというところがあります。課題というのは見つからないんですけれども、どちらかと言えば利点が多いと感じております。

○10番（田上 忍君） コロナ対策の観点からは、エレベーター内はどうですか。

○総務課長（野口壮一君） 今申しましたように、車いすでもエレベーターが利用できるという、室内の広さは等十分に取れているのかなと思います。ですので、エレベーターの中で密を避けるというか、その辺は解消できるのかなと感じております。

○10番（田上 忍君） 私も確認してなかったんですが、マックスの乗れる人員は決まっていますけど、こういうコロナの時代なので、何人までにしてくれとか、そういう対策等はやっていましたか、どうだったですか。

○総務課長（野口壮一君） コロナに限った直接的な制限というのは、今のところ設けてはないんですが、実際、エレベーターを利用されるときに、総務課でもエレベーター内のモニターがあります。ですので、そこら辺で密になっているのかというのは確認ができるという状態にはなっております。

議員御指摘のとおり、コロナ対策を考慮すれば、何らかの制限は考慮しなければなら

ないかなと考えます。

○10番（田上 忍君） わかりました。

続いて、7 ページです。新型コロナ対策の予防事業のところですけども、電子入札にして、感染予防を防げたとありますが、実際に電子入札はいつから始まって、今まで何回ぐらいやっていますか。

○総務課長（野口壮一君） まず、電子入札システムの導入については、令和2年度からシステムの、熊本県市町村電子入札システムへの接続について作業を行ってきております。実際、この電子入札システムに参加を希望される方々について、町のホームページ等を介して募集をしております。町内業者をまず優先して手続を終えるようなものを、手続をしております。土木それから建築、水道等、町内業者で37業者おられます。今、それぞれにまずは、認証局でICカードの登録をしていただいた後に、町からパスワードを振り分ける作業に今移っております。ちょっと、このICカードの取得等に時間を要された業者もおられまして、今、近日中にパスワードが振り分けられていくということになります。

9 月中にできれば、デモを1回やりまして、10月1日からの運用ということで今進めているという現状であります。町外の業者についても、今、こちらにも届出がっておりますので、まずは、町内の業者が終わって、町外の業者の手続に随時入っていくというところで進める計画であります。

○10番（田上 忍君） ということは、今からということですよ。この成果説明書は、令和2年度、ここにはもう感染リスクの軽減につながりましたとありますが、これからつながるということじゃないですか、どうですか。

○総務課長（野口壮一君） 全体を通したところで、感染リスクの軽減につながるということで、電子入札システムについては、今言ったような状況でありますので、まずは、令和2年度では、熊本県の市町村電子入札システムの中にアクセスをする手続を完了したという形になります。実際の運用については、今年の10月1日からですので、その辺言われればそのとおりなんですけど、今後の感染リスクの軽減につなげていきたいということにしております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、リスク軽減につながる準備ができたということですね。

次、12ページ、地域おこし協力隊のところがあります。5つの協力隊がありますが、どのようなものが成果があったのか、具体的に教えてもらっていいですか。それぞれの協

力隊がどのような成果を出したかというのを教えてほしいです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和２年度、今決算に上がっています14名の地域おこし協力隊を予算化しております。まず、御船町観光協会ですが、３名の地域おこし協力隊を、そして令和２年度で１名を追加しております。この追加の分だけ、それとも全体がよろしいでしょうか。

○10番（田上 忍君） まちづくりや地域づくりに取り組み、地域の活性化につながったとあります。だから、じゃあ具体的にどういうふうに地域の活性化につながったか。要するに、地域おこし協力隊の成果は何だったか。それを教えてほしいということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、地域おこし協力隊の一番の要件は、町外の方が、御船町に来て、その住民票を移してもらうと。今回、今までもなんですけど、１人で来られる方より、家族あたりで来られる方が、非常に子どもさん、奥さん連れで。住民の増加につながったのが一番です。今度は、３年後もそのまま御船町に住んでいただいている。全ての方がそのまま御船町に住んでいる。住民の定住につながっているというのが一番大きいと。

それと、一つひとつの事業としましては、耕作放棄地を借りて、そのまま耕して、耕作放棄地の解消につながったとか、「いさぎ」を新しく、新製品に結びついたとか、それと、１人の方は、自分で企業を立ち上げられて、新しく御船町の企業の方と連携されて、そういうのでふるさと納税に返礼品として提出されたとか、それとあと、吉無田あたりに入っていらっしゃる方は、マウンテンバイクのコースづくりに従事されまして、サイクリングコースとか、そういう形で、新しいサイクリングコースあたりを作られたと。そういうのが一人ひとりの、各地域の成果につながったと考えております。

○10番（田上 忍君） おおよそわかりました。最後にもう１点ですが、15ページ、交通安全防犯対策とあります。カーブミラーとかガードレールの設置ですけども、これについては、今回やったので、もう全て終わったというわけではないんですね。まだ残っていると認識していいのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 成果説明書に記述してある分は、あくまでも令和２年度で実施した分でありまして、まだこのほかにも各区長を通して、町に要望してある箇所があります。これは随時本年度も含め後年度で対応していくという形になります。今度の補正予算についても、ガードレールの予算を計上させていただいているという状況です。

○10番（田上 忍君） 今残っている部分については、それは優先順位を付けて、今後もやっていくということによろしいですね。

○総務課長（野口壮一君） 各地域からの要望が多々あります。本来だったら要望の受付順等を重視するところなんですけど、今議員もおっしゃったように、その中でも危険度が高いところ、それから通学路安全点検あたりでも御指摘があったところあたりを考慮して対応しているという現状であります。

○1番（中城峯雄君） 成果説明書の22ページですけれども、企業誘致事業として候補地を選定するための手法で、農地の地権者に対して土地利用の意向調査を実施されております。高山の人から「意向調査が来たですばい」ということで聞いておりますけれども。場所は小池高山インター周辺、それから木倉周辺と書いてありますけれども、意向調査の分析はされたと思いますが、傾向としてどのようになっているのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

両地域とも、開発志向が強いという傾向がございます。

○1番（中城峯雄君） その傾向を踏まえて、これから企業誘致の傾向が強いわけですね、土地利用というのは。そういうことでいいですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） ちょっと答弁が足りませんでした。まあ開発志向、企業誘致、要は土地利用をする意向をされている農家さん方、地権者の方が多いということです。現在コストコ誘致に絡み、御船インターチェンジ東側、それから御船インターチェンジ周辺の相談がかなり多くございますけれども、この小池高山インター、それから木倉周辺の土地についても、この辺の意向を踏まえて、しっかり企業誘致を進めていきたいというところが方針でございます。

○1番（中城峯雄君） 私も高山インターの土地の方、「もう、私どもは守りきらんですばい」という声をよく聞きます。現に小池高山インターの北側といいますか、益城寄りのほうは既に3ヘクタールの開発が、物流が来るということで進んでおります。こちらのほうはかなり盛土とか手はかかりますけれども、地元の方は、本当、高齢化して、いつまで守りきるかという状況ですので、そういったことも踏まえて、ぜひ進めていっていただきたいと。木倉地区までは知りませんがね。

それと、この調査結果というのは、公表はしないんですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

現時点において、詳細な分析が進んでいるということではございません。今後において、必要であれば開示をしていきたいとは考えております。

○1番（中城峯雄君） 十分検討されて、大体住民の地権者の方はこういう傾向です。問題がなければ、そういう検討していただいて、そして公募あたりでもされても、今問題じゃないんじゃないかなと思いますね。御検討方、よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） 歳出、総務費、これはどこで質問しようかなと思ったんですが、この決算書です。この全体に実は言えることですが、決算書の説明と節の名前です。それと備考の記述が同じになっているところが散見されます。毎年いろいろ改善はされているんですが、これも申し上げているんですが、例えば節で委託料と書いてあって、備考で金額が書いてあって、備考に委託料となっているとか、工事請負費とかあって、備考にも工事請負費と、これは備考というのはあくまで、これは何に使われたお金ですかと説明なんですよ。それが、節の名前と一緒にになっているということは、これは備考としての本来の役割を果たしていないと思えるんです。これは、過去に何回か指摘していることでもあるんですが、どうして改善できないのかなと。どうしてそのような記述になってしまうのかなと。何かならざるを得ない理由があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○会計管理者（宮崎尚文君） お答えします。

備考欄の修正につきましては、会計課より各課へ修正の依頼をしまして、取りまとめて会計課で修正を行っております。修正依頼の文書の中に、備考欄の説明が節と同じ場合は、必ず修正をお願いしますと記載の上、各課へ依頼をしております。修正が上がってきた箇所について、修正を行っているんですけども、修正が上がってこなかった箇所について、確認が漏れていました。その点を反省して、今後はこのような記載にならないように確認をちゃんとして修正を行っていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） よろしく申し上げます。

次、総務費の総額が、令和元年決算に比べて倍以上増えているんです。額にして31億円以上増となっています。理由は主にふるさと納税の増だと思いますが、ふるさと納税に絞った決算、どのような決算になっているのか、簡単にふるさと納税に絞った決算の報告をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） よろしければ、決算に係る主要施策の説明書を見てもらってよろしいでしょうか。その10ページになります。ここに、ふるさと納税事業として計上し

ております。

まず、歳入です。午前中にありましたように、ふるさと納税寄附金としまして24億8,026万8,000円が歳入として入っております。その下のほうに歳出が書いてあります。まず、職員手当です。これは職員の時間外手当です。3名分、これが40万2,000円です。それと7節のふるさと納税のお礼、これは返礼品になります。これが6億7,126万9,000円です。10節のふるさと納税消耗品と印刷製本費などです。これが206万9,000円になります。それと11節のふるさと納税通信運搬費返礼品の送料、それに広告料とかポータルサイト等の利用手数料を全部合わせますと、3億6,335万5,000円になります。そして、12節の委託料になります。ふるさと納税支援サービス委託料、受領書の発送委託料、寄附者の対応と委託料、合わせますと3億3,044万5,000円です。そして、最後に17節です。ふるさと納税備品購入、これはファイルあたりを収納する箱というか棚というか、そういう形になります。これが9万4,000円。この歳出が全てふるさと納税に関する経費になります。この分を全部足しますと、13億6,763万4,000円ということで、この差額分、プラス、ここで積立金を9億6,802万3,000円しております。この分がふるさと納税に係る全ての経費という形になります。

○9番（福永 啓君） それで、95ページですが、ふるさと納税に関する幾つかの支出がある中で、不用額がふるさと納税で相当額、1,000万円近く出ているのかな。ふるさと納税だけで不用額が出ております。これは、この不用額が発生した理由、ふるさと納税は24億円ぐらいを目標として予算されていました。これを見てもみると、24億円ぐらい歳入があると思うんですよ。であるにもかかわらずこの不用額が発生しているというのが、ちょっとよくわからなかったもので、お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

一番の大きな、不用額が発生しているのは役務費とか委託料という形になってくと思います。今回、ふるさと納税は特に定期便を新しく設けております。その定期便に関しましては、毎月する定期便と半年に1回とか2カ月に1回と、そのときにある程度送料とか送料が発生します。ふるさと応援基金は令和2年度には入ってきますけれど、その定期便の発送が4月以降でしたら翌年度という形になりますので、その分でここに不用額が発生したという形になります。

○9番（福永 啓君） ふるさと納税額が目標までしていたんだけど、そこまで届かなくて、

頭打ちになりかけたので経費が余ってしまった、というのを大変恐れていたんですが、逆にそのような、定期便に、そういう手法を使ったことで不用額が出てきた分が大きいと。目標額みたいなのところには十分達しているというところでもよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

予算は24億円組んでおりました。実際には24億8,000万円と、約1億円近くの目標額を達成して、それ以上にです。だから、最初に関しましては、最終的には予算を組まないと、送料とか返礼品とか少し多めに予算を組まないと支払ができませんので、若干そこを歳出のほうで持っていったところで、積立金を若干小さくしたというところもありますので、そのあたりでこの不用額が出たと。目標額は完全に達成しております。

○9番（福永 啓君） 戻って83ページ、一般管理費の中の、毎年行われている事務改善提案表彰というのがあります。これは大変いい制度だなと思うんですが、これまでどのような改善提案が行われ、それがどのように、実際に町の業務の中に生かされているのか。また、この表彰内容というのもいま一度答弁願います。

○総務課長（野口壮一君） 今、福永議員が言われたように、毎年、職員からの事務改善提案を実施しております。対外的に町民に対するもの、それから内部的に事務改善ができるものの等が、提案があっております。平成27年度で18件、平成30年度が51件、令和元年度が20件、当該、この令和2年度については22件の提案がなされているというところです。

まず、町民等に対して、対外に対しての改善点ということで、この庁舎内のフロアです。各課の表示が大きく看板で出されて吊り下げてあるのがあると思います。町民にわかりやすいフロアの案内掲示板等提案いただいて、実際やっているという状況です。

それから、あとは内部的なものもありますが、各課が各種計画を作成しております町のイントラネットに掲載をして、誰でも、ほかの職員でも閲覧できるように体制を整備するという提案、それから、コピーの印刷用紙等に係る経費を、庁舎の2階のコピー室の中に掲示をしたらどうですかと、その辺でコピーの削減を図っていくとかいうものにもなります。また、ペーパーレス化を目指したところで、給与明細書のペーパーレス化を図っているというところです。一応、システムの中で、自分の月々の給与が見られると。今まではずっと紙でやっていたんですけど、データで見えてくるというものにしております。

経費が少額で時間を要さない提案については、即実施できるようなものについては対応しているという状況であります。内部的なものだけでなく、対外、町民に対しての事務

改善提案等も、その辺はしっかりと精査した上で取り組んでいくというものにしております。

実際に提案いただいたものについては、年末の仕事納め式において表彰を行っております。提案をしていただいた職員の皆さんには、事務用品として蛍光マーカーだったり5色ボールペンなどを贈っている。その中でも、優秀に掲げられた提案については、家庭内の電気器具の物を贈っているというものであります。

○9番（福永 啓君） これは、いろいろな提案がなされて、賞とか何とか、別に1位、2位、3位とか付けなくてもいいような皆さんにしたほうがいいと思うんですが、この内容を、賞品表彰の内容を、それをさらに、いつも金額が低いんですよ、ずっと決算額があるんですけど。もうちょっとそのあたりで、やってくれた職員の方にはもうちょっとモチベーションになるようなことをやっていただければなと思うんですが。この充実とか何とかについては、いかがか考えていらっしゃいませんか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、確かに表彰されることによって職員のモチベーション等も高めることはできると考えております。その経費についても今後検討課題としてやっていきます。

○9番（福永 啓君） 次に、87ページ、文書広報費。以前もたびたび指摘したんですが、これは後納料金が入っております。今ほかの自治体等、ゆうメール版、県を含め、国も含め、そういう公共機関から来る郵便物、これはゆうメールを使っている場合が多々あります。御船町においては、このゆうメール等の利用により、ここの文書広報費の削減等の取組みは進んでいるのでしょうか。また、毎年ずっと十数万円計上されていたんですが、今年は、その切手代というのが初めて計上されてないんです。その理由について答弁願います。

○総務課長（野口壮一君） まず最初にお尋ねがありましたゆうメールの件ですけど、これまでも議会の中でも何回か取り上げていただいたというものであります。ほとんどの町からの文書としても、内容はやはり親書であるという理由が1つ。それから、このゆうメールを利用するには、同種同様のまとまった通数、通常100通以上というものも言われております。こういうものも課題がありますので、今のところは総務課で取りまとめて発送しているというところであります。ただし同種同様のまとまったというもので、保険税務課で考えられます、保健センターで対応しています健診のお知らせとかいうものは、同種同様のまとまったものが考えられるということで、全世帯に郵送がされます。世帯数6,000通

ほどありますので、これについては令和3年度からこのゆうメールで対応していくというところで考えております。

あと1つ、切手代ですけど、今回ないということですけど、総務費の中の役務費の通信運搬費に振替をしております。同じことなんですけど、後納郵便で対処しているというところになります。

○9番（福永 啓君） ゆうメールは、今年から使い始めるということで、ただ、おっしゃいましたけど、ゆうメールは、ほかに使い道はありますよ。私はほかの自治体にお聞きしたんですが、使っているところはいっぱいありますので、使うとやはり大分違いますから、そこのあたりで費用削減をしていただければと思います。

次、財産管理費、89ページ、需用費の電気料金、これも何回かお話ししたことがあるんですが、御船町はやはり数千万円の、合計すれば電気料金になっております。これは入札を実施すると、他の自治体では2割、3割ぐらいが節約できたという例も散見されております。御船町においては、この入札の検討等を行われたのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） これまででも、庁舎でも経費節減のために、実際の庁舎の照明あたりをLED化に随時替えていっているという対応をしています。

議員御指摘のように、電力の自由化に伴って競争性が持たれているというところで、町としても検討をしている段階でもあります。庁舎、第2分庁舎、カルチャーセンター、それから恐竜博物館、この4つの施設と、保健センターまで含めた電気料というのが、毎年2,112万2,000円ほどかかっております。今言われたように競争させて契約した場合に、1割減となれば毎年210万円ほどの削減、2割削減となれば420万円ほどの削減が見込まれるというところであります。

県内でも、宇城市、八代市、合志市等で、入札等で契約がなされております。経費面を考えれば、この電力自由化になっている以上は、その辺を検討していくということで考えております。

○9番（福永 啓君） 学校を含めれば、もっとお金は高くなると思います。これは、住民サービスのカットなしに数百万円の自主財源が出てくるということになりますので、ぜひ検討を進めていただきたいなと思います。

91ページ、電話設備保守点検委託料とあるんですが、すみません、私見てもよくわからなかったんですけども、学校とかは通話料というのがあるんです。ところが庁内の電

話、282-1111とか、それからかける電話、これの庁内の固定電話の基本料金ですとか通話料金、それはこのうちどこに計上されていて、幾らになっているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 歳出の項目としては、89ページの11節、役務費の通信運搬費の中に含まれているというものになっております。

○9番（福永 啓君） 通信運搬費です、330万3,000円、この通信運搬費のうちの電話料金、基本料金、それはお幾らですか。

○総務課長（野口壮一君） すみません、手元に資料を持ち合わせておりません。このままもう330万円の中に、今言われたように、電話料、基本料金等も含まれていて、ほかにも郵送料も含まれておりますので、今の手元の資料では確認ができないという状況になっております。

○9番（福永 啓君） それでは、これは確認してください。330万円のうち、電話料金は幾らだというのは、ここにやはり。電話料金というのが、今は企業の中ではすごい簡単に削減できる部分ということになっているんです。電話料金の基本料金、それは後ほどで構いませんから、今でなくて結構ですので、確認して御報告していただきたいと思います。

次、委託料の中の委託料、コロナ対策、91ページになるんですけど。委託料の中に委託料と書いてあって、（コロナ対策）。これは何だったんでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 議員御指摘のように、この備考欄の表記がなっていないということで認識をしております。具体的には、先ほど質問がありました熊本県の市町村電子入札システムへの構築の業務の委託料ということになります。

○9番（福永 啓君） これは電子入札だったんですね。はい。

次、96ページ、地域振興費。この中に、先ほど地域おこし協力隊に関する事で、経費が計上されています。今14名という話がありましたが、地域おこし協力隊制度により、隊員家族を含めて、実際に御船町に移り住まれた人は何人なんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、これは令和2年度のみではなくて、今まで、はい、わかりました。

現在までの移住者は、任期を満了された地域おこし協力隊、現在任期中の地域おこし協力隊全部含めまして、隊員が17名です。そしてその隊員の家族が23名、合わせまして40名の方が御船町に、地域おこし協力隊関係で住民票を移されたということになります。

○9番（福永 啓君） その地域おこし協力隊の経費の中で、町単費です、あんまりかかって

ないかなと思うんですが、幾らの町単費をかけて、この40名の地域おこし協力隊の定住をなし遂げたということになりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 令和2年度の決算でよろしいでしょうか。はい。

まず、地域おこし協力隊の謝金それに活動補助金、これは全て国の補助金ということになります。単独費に関しましては、地域おこし協力隊の保険料です。保険料の25万8,000円が町の単費ということになりますので、ほとんど、割合にしますと単費はもう0.何%という形が町の単費の持ち出しという形になっております。それ以外は全部補助金という形になります。

○9番（福永 啓君） これまでも毎年25万円程度ですね。それが4～5年続いて、その結果100万円もかからずに、実際単費数十万円の単位で40名の移住が御船町に地域おこし協力隊を活用したことでなされたと計算できると思うんですが。そのように考えてよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今のはあくまでも令和2年度の決算という形になりますので、毎年今の地域おこし協力隊をした場合の保険料が、大体20何万円かかりますので、その分でこれだけの成果が出たという形になります。

○9番（福永 啓君） これはスーパー費用対効果の高い移住定住政策ですね。あと、地域振興費、これが同じように97ページ、地域おこし協力隊に係る経費及び移住定住政策に関する経費がこの中に含まれています。これは、両方とも藤木町政になって始められた部分が多いんですが、仮にそれを引いたら、地域振興費、どの程度になりますか。それを以前と比べたらどの程度になりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この97ページ、地域振興費、決算額が5,195万773円となっております。これに伴いまして、地域おこし協力隊の経費が4,105万5,000円を計上しております。それを引きますと、移住定住施策に関する経費が518万7,000円となります。

○議長（池田浩二君） 福永議員、質疑はまだ続きますか。

それでは、これより3時30分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時18分 休 憩

午後 3 時 3 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の発言を許します。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 休憩前に福永議員から質問がありました質問は、地域振興費から地域おこし協力隊に関する経費及び移住定住に関する経費を除いたら幾らになるかという質問だったと、私、その答弁間違っておりましたので訂正させていただきます。

ここに示しておりますように、地域振興費の決算額は5,195万773円となっております。地域おこし協力隊に関する経費、移住定住施策に関する経費を足しますと4,624万2,000円になります。これを差し引きますと570万8,773円ということになっております。

○9番（福永 啓君） としますと、地域振興費です。この2つを引いたとしても、それ以前の地域振興費の平均よりは高くなっているという決算が出てまいりましたので、今、住んでいらっしゃる御船の方々に対する地域振興費が減って、それがこの移住定住政策をしているという形にはならないかなというような決算が見えてきたと思います。

○議長（池田浩二君） 福永議員、担当課でこの議会前にわからないところは調べておくように、議会運営委員長からもお願いがあったと思いますけれども。

○9番（福永 啓君） はい、それは済ませています。

○議長（池田浩二君） また、議事進行も、予定の時間がありますので。

○9番（福永 啓君） はい、簡潔にまいります。

続きまして、101ページ、交通安全対策費の工事請負、こちら工事請負費とだけしか書いてないんですが、この工事請負費とは何になりますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 備考欄の記載が不十分であることにつきましてお詫び申し上げます。内容は、ガードレールの設置工事で小川野、宗心原、八勢地域の3カ所の工事ということになっております。

○9番（福永 啓君） 同じ101ページ、電子計算費の総額なんですが、年々増え続けております。10年ほど前は5,000万円だった。5,000万円台や6,000万円台でした。しかし、今決算ではついに1億円の大台を超えました。これは、仕方がない部分もあるとは思いますが、何らかの対策が必要ではないかと思うんですが、これに対して、何らかの対策は検討されていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員が御指摘のように、年々費用というのがかさんでおります。日進月歩で進化する電算システムです。それに対応しなければならないということで、システム改修はそれに合わせていかなければならないというものになっております。どこの自治体もそういう現状にあると思います。

国から先般通知が来ました。地方公共団体の情報システムの平準化ということで、国はDXを推進していくということで、統一した様式等に国で主導でやられて、そういうシステム改修をもう一括してやっていきますよということで、かなりその面では後に経費削減が見込めるのかなと思います。

国では、令和7年度からの完全実施移行ということで目標を立てておられます。今後、マイナンバーカードを使った、直接自治体の行政手続のオンライン化も同時に進められていきます。児童手当の手続等、それから保育園入所の手続、それから介護関係の手続関係です。こういうものを、国としては一元化した上で、オンラインによる手続に移行していくという考えであります。ですので、町としても、先ほど言いましたこのシステムの標準化に向けて対応していくというもので計画をしております。

○9番（福永 啓君） 一応、その施策を実施するために自治体クラウド、これを進めるように通達等は来ているかなと思います。標準化を進めた上で、もう既に上益城では、たしか嘉島町とかが自治体クラウドの実際の検討を始めているはずですよ。それによりまして、2割、3割の経費が削減されたという例も、大きい市町村だったらあるみたいです。御船町のはわかりませんが。

その自治体クラウド、これについての検討も同時にされるということでよろしいでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 経費削減を目指して、今、議員がおっしゃったものに対しても、対応をしていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 105ページ、企業誘致費です。これは企業誘致費、多くはバイオマス関連の成功報酬なんですけど、それを引いたら100万円ぐらいですよ。例えば一昨年に制作した企業誘致のパンフレット、これはホームページ上で見られるんですか。また、御船町に企業進出をする立場に立てば、ネット上の資料収集は大変重要だと思いますが、実際ホームページ上の、企業誘致に対するホームページ上の記載、これっていうのは、非常に貧弱なものになっています。これに対する予算というのは、これは決算、予算両方含め

て少なすぎるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

企業誘致のパンフレット、「企業立地ガイド」というものを、令和元年度末にコストコ誘致に合わせて作成いたしました。現在立地相談で窓口に来られた企業に対しまして、業態、それから規模に応じてパンフレットを渡しております。議員御指摘のとおり、現在町ホームページ上では閲覧ができません。確かに、立地を希望する企業に対し、当町の補助制度などを、その企業が該当するかは別としまして、容易に情報の取得ができるということは企業にとっても重要なことだと思いますので、御指摘を踏まえ、速やかに閲覧ができるようにしたいと考えます。

また、企業誘致に係る予算が全体的に少ないという御指摘だと思います。ありがとうございます。ただ、企業誘致や企業立地につきましては、予算をかけたからといって優位に進むものでもないと考えます。機会を的確に捉えまして、進出を希望する企業のニーズ、それから候補地の選定、そのマッチングを効率的に行うことが必要であります。

現在、コストコの誘致により優良企業の相談も増えてございますので、そういった企業へのこれまで以上のきめ細やかな対応を行うことで、さらなる企業誘致、それから企業立地を進めてまいりたいと思います。

ただ、そのような携わりを行う中で、先ほどおっしゃったような情報発信、それから必要な予算については、精査をしてこれから提示をしてまいりたいと考えます。

○9番（福永 啓君） 対象者は熊本だけではないんです。全国なんです。そして今は、御船町は幸い光ファイバー網はありますので、それによって、東京、大阪、そういうところになくても、寄与ができるという方々はたくさんいらっしゃいます。そういう方々はどこで情報を得るかという、ネットなんですよ。そこを手薄にしまうと、最初の段階ではねられてしまいますので、そのことに関して。

○議長（池田浩二君） 福永議員、自分の意見はいいです。

○9番（福永 啓君） その部分に関しての予算です。この部分を十分に付けていただきたいと、それに関する答弁はいいです、答弁してもらわなくても。

これは最後に、どこで聞こうかと思ったんですが、ここが一番ありますので、残業費、時間外労働です。先ほどもちょっと議員からもありましたけど、御船町において令和2年度決算、これにおいて、月80時間以上、もしくは100時間以上の残業をした職員というの

は、いらっしゃいますか。

○総務課長（野口壮一君） 令和２年度決算の対応からすれば、定額給付金事務それから今回のコロナ関連の対応等について、月80時間を超えている職員というのは実際あっております。先ほども言いましたように、熊本日赤、赤十字病院の産業医と月80時間を超えている職員について、面談を行って、体調の確認をしていただいたりして、対応しているという状況になります。

○９番（福永 啓君） 月80時間というのは過労死ラインなんですね。今お伺いしたところによりますと、令和２年度においては、まだその過労死ラインに係る職員がいたということですが、現時点はどのように改善されていますか。

○総務課長（野口壮一君） コロナワクチンの接種業務についても、先が見えてきたということで、今はもう80時間以内で全てが収まっているという状況にあります。

○２番（井藤はづき君） ４点お尋ねします。決算書の93ページです。負担金補助及び交付金というところの項目で、24万3,000円が全額不用額として上がっていますけれども、こちらの説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） これも支出が伴ってないということで、備考欄等に記述をしておけばよかったところですけど、これは電子入札の経費ということになります。熊本県の電子自治体協議会という会があります。そこへの負担金を予算化していたということで、令和２年度において、まだ、先ほども説明したように、まずは県のシステムへの構築の業務だけだったということで、当該協議会への負担金は見合わせていたということになります。令和３年度で、この協議会負担金というのは予算化をしておりますので、そちらで対応をするということになっております。

○２番（井藤はづき君） 次です。97ページ、成果説明書ですと９ページになりますけれども、大学生等応援給付金の項目があります。これは、以前もちょっと話題になったかなと思うんですけれども、確認させていただきます。これが、この金額で打ち切られたというわけではなくて、申請された方は全員受給ができたということではよろしかったでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 本給付金につきましては、世帯の所得要件は設けておりません。保護者の住宅の要件とか、対象となる学生の大学等への在学証明書による在学確認、この２点を支給要件としておりました。以上の２点を審査の結果、全ての申請が支給対象であったことを確認しておりまして、その申請者全員に対しまして、この給付金の支給を

行っております。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。次、105ページです。こちら一番上の役務費1万円の予算が全額不用額となっていて、これは多分自衛官募集事務通信運搬費だと思うんですけども、こちらの説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員の御指摘のとおり、自衛官の募集事務に対する役務費、通信運搬費でありました。宇城事務所と町と連携しながら、若い世代の方に募集案内通知を送っていたという経緯がありますけど、対象数も多いということで、先ほども言いましたように、総務費の2款の、1目の総務費の役務費の中の通信運搬費に振り替えて支出をしたということで、今回切手代を予定していたんですけど、こちらのほうで対応したということになっております。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。では、その業務自体は行ったということによるんですね。

では、最後です。同じ105ページ、成果説明書ですと22ページ、コストコ誘致の関係が出てきますけれども、成果説明書で企業誘致事業の意図として、雇用の場を確保することということで述べられていますが、コストコの誘致によって何名の雇用が生まれたのかということをよく聞かれるので、把握されている範囲で教えてください。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

コストコ熊本御船倉庫店の誘致に伴いまして、町内雇用の取組みとして事業者へ御船在住者の採用について働きかけを行っております。その結果、通常採用の前に御船在住者の先行した採用を実施していただいたところです。ただ、全員協議会でも再三説明をさせていただいておりますけれども、結果的に御船在住者の採用が何名であったかというものについては、今日現在教えていただいております。

また、手法としまして、令和4年度以降に町県民税の特別徴収者から雇用数を推計、把握することも可能ではありますが、一企業の雇用状況を公にすることは、極めて困難であるとも考えております。しかしながら、町としまして誘致をした以上、何らかの形でその効果をお示しする必要はあると考えておりますので、例えば、課税データが明らかになる令和4年度以降に御船インター東側に進出をされた企業の全体の税収増などをまとめる形でお示しできればと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、３款、民生費について説明を求めます。

○福祉課長（西橋静香君） 118ページ、119ページをお願いします。３款、民生費について説明します。１項、社会福祉費。120、121ページをお願いします。１目、社会福祉総務費。支出済額６億6,730万704円。主なものは、12節、委託料。身近な相談拠点の設置事業委託料1,030万8,134円、熊本地震災害に係る地域支え合いセンター運営委託料4,102万5,000円。122、123ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金。御船町地域医療介護総合確保基金事業補助金、古閑迫公民館、東上野中公民館、宗心原公民館、八勢公民館のトイレ等の改修です。2,156万6,000円。みなし仮設住宅転居費用助成補助金200万円、みなし仮設住宅、民間賃貸住宅入居支援助成補助金120万円、応急仮設住宅転居費用助成補助金500万円、公営住宅入居助成事業補助金170万円。27節、繰出金。国民健康保険特別会計繰出金１億8,763万7,757円。介護保険特別会計繰出金介護分３億662万円、同じく包括分1,664万円です。

124、125ページをお願いします。２目、社会福祉施設費。支出済額472万7,167円、主なものは18節、負担金補助及び交付金、社会福祉施設等感染症対策補助金250万円です。

３目、老人福祉費。支出済額１億2,922万5,201円。126、127ページをお願いします。主なものは、18節、負担金補助及び交付金、御船町社会福祉協議会運営補助金1,106万1,000円と19節、扶助費、老人ホーム入所措置費１億589万1,249円です。

５目、コミュニティーセンター管理費。支出済額159万3,801円。主なものは、12節、委託料、コミュニティーセンター指定管理者指定管理料83万4,000円です。

６目、障がい者福祉費。支出済額５億1,728万7,048円。128、129ページをお願いします。主なものは、12節、委託料。上益城地域活動支援センター事業委託料680万円、障がい者基本計画策定業務委託料425万7,000円と、130、131ページをお願いします。19節、扶助費。障害福祉サービス費等事業費３億3,927万4,046円。障がい児通所給付費等事業費9,368万7,500円です。

説明を替わります。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） ７目、国民年金事業費。支出済額489万9,048円です。

132ページ、133ページをお願いします。主な人件費のほかに、12節、委託料の国民年金シ

システム改修委託料10万5,600円、それと13節、使用料及び賃借料の年金生活者支援給付システムASPサービス使用料、アプリケーションサービスグローバルの使用料で、14万5,200円となります。

次に、8目、後期高齢者医療費です。支出済額3億4,318万7,478円です。18節の熊本県後期高齢者医療広域連合負担金2億6,618万4,973円と、27節、後期高齢者医療事業特別会計繰出金7,700万2,505円です。

○こども未来課長（沖 勝久君） 説明を替わります。

続いて、2項、児童福祉費について説明します。1目、児童福祉総務費。支出済額1億9,567万4,227円です。135ページを御覧ください。主なものは、12節、放課後児童健全育成事業委託料、全10クラブへの委託料で5,402万9,000円、並びに嘉島・甲佐町3町合同で実施している病児・病後児保育事業委託料761万6,000円、137ページを御覧ください。18節、負担金補助及び交付金の特別出産祝金930万円。これは令和2年4月の緊急事態宣言下での特別定額給付金10万円給付金ですけれども、支給対象とならなかった出生児に1人当たり10万円を給付しました。19節、扶助費。中学3年生までを対象とする子ども医療費4,599万5,181円、子育てのための施設等利用給付費436万7,450円は幼児教育無償化による認可外保育施設等への利用料の一部負担金になります。また、こどもスマイルチケット事業637万8,000円は、コロナ禍において、中学生以下の子どものいる世帯へ子ども1人当たり3,000円のチケットを支給しました。

139ページを御覧ください。次に、2目、児童措置費。支出済額2億8,310万3,902円です。主なものは、19節、扶助費の児童手当で、2億8,232万円です。

3目、児童福祉施設費。支出済額8億8,253万9,915円です。145ページを御覧ください。主なものは、14節、工事請負費。若葉保育園の乳幼児室、障がい児のクールダウン室の増築工事で3,144万8,612円。また、18節、負担金補助及び交付金の私立保育園認定こども園運営費6億4,809万898円、町内3園で実施されている障がい児保育事業補助金306万円、新型コロナウイルス拡大による小学校の臨時休業に伴う学童クラブ等への子ども・子育て支援事業補助金671万3,733円です。

147ページを御覧ください。4目、ひとり親福祉費。支出済額364万2,613円。主なものは、19節、扶助費のひとり親家庭に対する医療費支援で332万5,690円です。

次に、5目、障がい児福祉費。支出済額82万6,030円です。これは、12節、巡回支援専

門員整備事業委託料です。

次に、10目、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費。支出済額2,326万円です。主なものは、19節、扶助費の子育て世帯臨時特別給付金です。

次に、11目、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費。支出済額241万9,527円です。149ページを御覧ください。主なものは、12節、委託料の子育て世帯臨時特別給付金システム改修委託費83万1,600円です。

以上で、2項、児童福祉費についての説明を終わります。

○福祉課長（西橋静香君） 続きまして、3項、1目、災害救助費。支出済額1,367万5,916円。

主なものは、13節、使用料及び賃借料。仮設団地用地使用料130万7,500円と、22節、災害援護貸付金償還金令和元年度下期分527万6,383円、令和2年度上期分74万994円です。

3款は以上です。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。3款、民生費について質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 127ページになります。老人福祉費の最後の扶助費で、1点お尋ねします。老人ホーム入所措置費、結構な金額になっておりますが、これは、本町のホームだけなのか、ほかの町のホームにも該当するか。そして、現段階で何名ぐらいかと。高齢化社会を迎える中で、将来的にも懸案事項になりはせんかなと思ひまして、それをお尋ねしたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

本町にあるオアシス以外に、益城町にある花へんろ、甲佐町にある緑川荘にも入所者がおられます。令和2年度の合計実人員は58人です。

○10番（田上 忍君） では、3点質問します。成果説明書で、まず35ページから。放課後児童健全育成事業、学童ですね、これはそれぞれの金額を事前に教えていただいたんですが、人数と金額が比例しないというか、結構、高木とか高いんですけども、この理由というのは何かわかりますか。大体1人当たりで単純に割ると、高木は約20万円、ほか、御船とか木倉で行くと約10万円ぐらいになるんですけど、この辺の差について、何かわかりましたら教えてください。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

学童クラブの補助金の中身と人数のことということですが、もちろん規模、人数に応じて学童クラブの補助金というのは変わってきます。また、障がい児を受入れて

いるとか、そういった部分でも補助金の額も変わります。また、処遇改善とかもありますので、子どもの人数もありますけれども、指導員の方の条件によっても補助金というのが上下してしまうので、一概に人数が、受け入れる子どもの人数に応じて補助金というのが計算されるんですが、必ずしも多い、少ないで比例するものではないと御理解いただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） わかりました。続いて、成果説明書の37ページに、病児・病後児保育ということですが、利用者数が激減していますけど、この理由というのは何かわかりますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

病児・病後児保育の利用人数につきまして減っているということですが、病児・病後児保育の利用人数が減っておりますのも、特に昨年度です、皆さん手洗いだったりうがいだったりマスク生活をされたことで、インフルエンザの罹患率が非常に低かったというのが新聞等でも発表されておりますので、御存じかと思います。また、昨年、令和2年度につきましては、4月いっぱい休所していたということもありますので、そういった部分で利用の人数が減っていると。また先ほど申しましたインフルエンザが非常に少なかったということもあり、利用の人数が減っているという状況でございます。

○10番（田上 忍君） あと、この病児・病後児保育については、3町での共同運営ということ、さっき説明がありましたが、各町の補助金というのは、この利用者の人数で変わるんでしょうか。それとも利用人数に関係なく按分されているのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

病児・病後児利用の負担金ですが、利用料の半分は均等割ということで3町で割ります。残りの半分の額につきましては、利用率に応じた按分ということで、積算した上で利用料の負担を各町からいただいているという状況です。

○10番（田上 忍君） わかりました。では最後の、もう1点です。成果説明書の30ページになりますが、地域医療関係の事業で、公民館の改修がされたということですが、この中で、金額の大きい古閑迫と東上野中公民館の改修内容をまず教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

まず、古閑迫集会所についてです。古閑迫では、災害公営住宅が10戸建設され、これまでの集会所では手狭になり、増築が必要となられています。またトイレやスロープ、手

すりなどが必要となるため、増築の改修をすることを事業計画として挙げられました。また、東上野中の公民館です。東上野中公民館では、熊本地震後と昭和47年に建築された公民館ということで老朽化が進んでおり、使用に危険性が高く、トイレや出入口の段差にも苦労があるということで、サロン不参加者にも参加が可能となるため、改修を希望されております。

○10番（田上 忍君） 改修内容は大体わかりました。ここで、環境保全課長に尋ねますが、産業廃棄物の処理について、説明をお願いします。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

産業廃棄物につきましては、処分の方法が3種類ありまして、まず工事請負業者が出てきたごみを自分で運んで処理場に委託する。もう1つが自分のところで、運搬をして、これを自分のところで処分する。3種類目が運搬処分全てを委託するという3種類があります。

この中で、処分する産業廃棄物の内容に関しては、マニフェスト、処分の管理表、マニフェスト伝票というのがありまして、この伝票を最終処分までするということになると、A票からE票までですか、5種類ありますけれども、一応4種類最終的には自分のところで5年間保管しなければならないということで、産業廃棄物処分法で定められております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、産業廃棄物を処分する場合には最終的にマニフェスト伝票がいて、で5年間保管しなければいけないということでよろしいですか。

○環境保全課長（田中智徳君） 5年間保存ということになっております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、福祉課長に尋ねますが、今回の、古閑迫は増築ということで、そんなに産業廃棄物が出なかったかなと想像します。東上野では大規模改修ということでかなり出たと思いますが、産業廃棄物としてどういうものがあって、それはどういうふうに処分されたかについて、お尋ねします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

まず、この補助事業は、地域の方が地域で工事を発注して、建設会社を決めて、地域の方と建設会社の契約に基づいて工事が進められます。なので、建設会社と地域との話し合いのもと、廃棄物の処理についても適正に処理をされていると思います。

○10番（田上 忍君） これは補助事業ですね。そして、執行部は、結局地域に全部任せたということで、こういうマニフェスト伝票の確認とか、そういうのはしなくていいというこ

とですか。

○福祉課長（西橋静香君） 確認をする必要がないということではないんですけども、この工事が県の交付決定がでるのが令和2年の10月ぐらいになりますので、着工は12月ぐらいから着工するところが多くなります。その中で、田上議員も令和2年度中にこのことに関しては、窓口で注意喚起をされていたので、全ての工事箇所に廃棄物の処理については、適正に処理を行ってくださいということを伝えております。

また、東上野中の公民館のマニフェストについては、工事関係者、建設会社が保管されていると聞いております。

○10番（田上 忍君） ということは、そのマニフェスト伝票を確認していますか。

○福祉課長（西橋静香君） はい、一応確認をさせていただいております。

○10番（田上 忍君） 一応じゃなくて、本当に確認したんですね。課長が確認したんですか。誰が確認したんですか。

○福祉課長（西橋静香君） 担当者と私で確認をしております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、そのマニフェスト伝票は、どこの業者が作ったものですか。そこまで確認していますか。

○福祉課長（西橋静香君） 戸島にある、大東商事株式会社の伝票だったと思います。

○10番（田上 忍君） では、先ほど言いました産廃になったものの種類はどんなものがあつたんですか。全部、益城町のその業者に全部持っていったんでしょうか。その辺も確認していますか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応、主なものが戸島営業所で、天井スレートなどが川口産業で、屋根瓦が山川瓦店、あと、トイレの撤収した物がユウスイ設備に撤収をさせていただいているということを聞いております。

○議長（池田浩二君） 田上議員、簡潔に、何か聞きたいことをですね。

○10番（田上 忍君） 本当にそうやってマニフェスト伝票があるんですかというのを僕は聞いているんじゃないですか。

だから、その4社分のマニフェスト伝票があるわけですね。それは確認していますね。

○福祉課長（西橋静香君） まず、地区と建設会社との契約なので、適正に処分はしてくださいという指導はしていて、1社の分の確認はしていますが、ほかの分は確認はしておりません。

○10番（田上 忍君） 1社しか確認していないって、それでいいんですか。環境保全課長、それでよかったですか。御船町の、要は補助金で公民館を改修した。その産廃が本当に適正に処理されているかどうか。だって、そこを確認すべきでしょう。違いますか。もう任せているからいいよと、それでいいわけですか。環境保全課長はどう思いますか。

○環境保全課長（田中智徳君） 一応、工事着工の際に指導はしてあるというところで、マニフェスト伝票です、こちらの確実に廃棄された分は町で保管する義務はないので、排出業者が5年間保存するということになっておりますので、一応確認は、指導をされているので、確認もしたほうがよろしいかと思います。

○10番（田上 忍君） だからやはり、ほかのところもちゃんと産廃は適正に処理してくださいと言って、町が補助金を出して町の金でやっているわけじゃないですか。補助金は来てますけれども、町を通してやったお金でやっていて、それが本当に適正に処理されているかどうか。適正に処理されていなかったらどうするか。それはやはりおかしいと思うんですよ。だから、本当にちゃんと適正に処理されているかどうか、それは確認してほしいんですが。

町長、どうですか。

○町長（藤木正幸君） ちょっと、結論というので、します、しませんというのはちょっと出せませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい。じゃあ、議会終了後でも構いませんので、回答を待っています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 決算書で135ページですけれども、地域拠点事業委託料448万円計上されています。成果説明書では36ページです。過去3回の利用者数が、平成30年度が6,195人、令和元年度が5,886人、令和2年度が3,135人と、年々減少しております。せっかく、こういう拠点事業があるのに、なぜ利用者が減少しているのでしょうか。お尋ねします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

拠点の利用者が年々減っているということですが、理由につきましては、平成30年から令和元年度までの減少というものについては、これまで在宅で子育てをされている、いわゆる専業主婦層が一定数存在して、その在宅家庭、育児家庭の憩いの場として地域子育て拠点を利用されておりました。しかし、近年の共働き家庭が増えたということで、幼児期から保育園を利用する世帯が増加しているため、拠点の利用が平成30年から令和元

年までは減少しています。また、令和元年から2年の減少ということですが、それらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で閉所の期間があったり、また外出を自粛した期間もあったため、大幅に減少しているところです。

また、今年度につきましても、似たような状況が続いているということになっております。

○1番（中城峯雄君） はい、そういうことであれば、というのは納得しました。

先ほど田上議員が質問しました135ページ、成果説明書37ページです。病児・病後児保育事業委託料761万6,000円ですけれども、これについて極端に減っております。平成30年度が142人、令和元年が90人、2年度が21人と。先ほどの課長の答弁です。どうも私は納得がいきませんので、再度このことについてお尋ねしますけれども。

実は、こんなことがあったんです。4～5カ月前に、地元の方から相談を受けて、「共働きをしています。子どもが発熱しました。病児・病後児保育園に連絡しましたが、満室というのか、受け入れてもらえませんでした。仕事にも行けません。どうかならんでしょうか」と泣きつかれました。それで、私が、「それはどこね」と聞いたら、私も全然知りませんでしたから、こんながあると。そしたら、西木倉にみるく保育園というのがあるんですね。1カ所あるそうです。そこに私も見に行きました。ああ、こんなところがあるんだなと思ってですね。

子ども未来課の担当の方にお電話したら、「ああ、そうですか。わかりました」と、ものの10分もかからないうちに、「すぐ、連れていってください」と、それで喜んで連れて行って、受け入れてもらえました。だから、それと減った原因が感染症とおっしゃったじゃないですか、感染症とかインフルエンザとか。子どもはインフルエンザもあります。確かにインフルエンザも減少していますよ。ただ、お互いに子育てした経験がありますから、子どもはすぐ熱を出すんですよ。だから、インフルエンザが減ったけん、こんなに極端に減るということは、私にはあんまり納得がいきませんが。今お答えはできないと思いますので、ちょっとこういうことであるでもいいですから、明日でもいいですから、回答してください。

○こども未来課長（沖 勝久君） 後ほど調べた上でお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○9番（福永 啓君） 民生費、133ページ、子ども・子育て会議委員会報酬が6名分出てい

ます。これは、委員は何名いらっしゃって、たしかこれはこの前の答弁で12名とかいう話があったような気がするんです。なぜ6名分の報酬しか出ていないんでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子ども・子育て会議の委員につきましては、今御質問されたとおり12名で構成されています。会議につきましては開催をしたんですけれども、日程が合わなかったりした分もあります。また、内勤の職員にも委嘱をしておりますので、その分で委員報酬をお支払いする必要があった方につきましては6人ということになっております。

○9番（福永 啓君） 出席者分ですね。はい。

137ページ、これは子ども医療費になります。子ども医療費なんですが、これは平成26年から調べてみましたが、これは令和2年です。相当額、1,000万円単位で減っていますよね、子ども医療費が。この理由はどのように分析されていますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

先ほどの病児保育とも重なる部分があります。お許してください。子ども医療費の減少につきましては、このコロナ感染対策を皆さん行われているかと思います。先ほど申しましたように、手洗い、マスク、日常的な感染症対策が行われたこともありまして、インフルエンザなどが流行が少なかったとは分析しています。また、外出を控えられたこともありまして、医療機関の受診控えというのもあったのではないかと分析をしているところです。

○9番（福永 啓君） それで、1,000万円ぐらいの削減になっているわけですので、そのあたりの分析を、何か感覚とかではなくて、何かきちっとしたエビデンスに基づいた分析が必要ではないかなと思います。それができたらぜひお知らせください。

次、これは一昨年前からの事業になると思うんですが、子どものための施設等利用給付金事業というのがあります。これは、初年度が平成元年、それが171万円だったものが、令和2年に437万円、倍増以上になっています。これの増えた要因と、事業内容、事業実績等について、併せて御説明ください。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子育てのための施設等利用給付費が増えたということですが、まず、順番は変わりますが、事業内容から説明したいと思います。

子育てのための施設等利用給付事業は、無認可保育所や企業主導型の保育所などの認

可保育所に代わる保育施設を利用した場合の利用費の助成です。令和元年度につきましては、10月からの保育料の無償化に伴いスタートした関係がありますので、令和2年度からが実質的な1年目と捉えています。そういうこともありまして、171万円から437万円に増加したと。また利用対象数も令和元年度に比べると増えたと認識しております。

具体的な実績ということですが、人数につきましては、幼稚園の利用が1名、幼稚園の預かり保育が17名、それから認可外保育施設が7名、一時預かりが2名という実績でございました。

○9番（福永 啓君） ですから、この金額、この令和2年の金額が来年以降のベースになると考えてよろしいですか。はい、わかりました。これがベースになっていると考えます。

最後、145ページ、負担金補助及び交付金、この不用額が今年大変多いんですね。ここ4～5年を見ても断トツに多い。この理由の御説明をお願いいたします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

負担金補助金及び交付金の不用額が多いということですが、こちらの項目の中で、大きなウエイトを占めているのが私立保育園の運営費となっているかと思います。これにつきましては、私立保育園などの園の運営費を助成するもので、処遇の改善であったり法律の改正で、年々所要額が増加しています。補助金の中には、多数積算項目、加算項目がありまして、加算要求を満たすかどうかというのが年度末の時点にならないと見込めない項目もあります。見込まれる項を全て当初予算で組むときには、見込まれる全ての加算を含めたところで予算を確保する必要がありました。

また、ここ2年ほどは、先ほど申しましたように、保育料の無償化がスタートしまして、制度の改正というのもめまぐるしく毎年あっております。そういった部分でちょっとイレギュラーな部分が出てしまったと分析しております。

○9番（福永 啓君） 前段の説明は不用額が出る説明になっていまして、そういう事例が不用額だったと。減った説明にあまりなくて、後段の説明のところでイレギュラーなところということで説明があったんですが、ちょっと今の答弁がかみ合っていないかなと思います。

私がお聞きしたかったのは、ここの、去年から減ったということを行っているんじゃないんですよ。4～5年間を見ても今年だけ減っているという、ごめんなさい、今年だけ不用額が多く出ているということなんです。だから、さっき言った、いろいろな要素を見

てやっていて、不用額が仕方なく出てしまうのではなくて、それは毎年一緒の状況だと思うんです。なぜこの決算だけ、不用額が多かったのかということの説明をお願いしたんですが、そのあたりをもうちょっと明快に答弁していただくことはできますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

特にここ令和2年度につきまして大きく下落しているということでしたが、先ほど申しましたように、補助金がどれぐらいになるかということを見積もるところなんですけれども、制度改正も含めまして、多めに組んでしまった部分があります。その部分でしっかり積算ができなかった、実態に合ったような当初の積算ができなかったとは理解しているところです。

○9番（福永 啓君） 実に今年違うので、何かそのほかの要因があるのではないかなと思って質問しました。何かほかに気づく要因がありましたら、またお知らせください。

○2番（井藤はづき君） 4点お伺いします。決算書121ページに、役務費が出ていますが、これは震災関係のものは執行されていますけれども、それ以外の多分社会福祉係分の事業ができなくて不用額に上がってきているのかなと思いますが、この不用額の内容の事業を御説明ください。

○福祉課長（西橋静香君） 当初2つの事業を計画しておりました。戦没者遺族に対する特別弔慰金に関する事務で、決定者の国庫債券を発行する業務があります。日本銀行代理店で国庫債券に換えるという業務を町が代行して行って、それが町が受理をして、対象者にお渡しするという業務があります。この日本銀行代理店での決定者の国庫債券の発行について、郵便を使って郵送でのやり取りができないかということを検討して予算化をしました。大体200件ぐらい予定していてする予定だったんですが、かえって業務が煩雑するということがわかって、もう1つはコロナの対応で、業務が回せなかったというのもあって、だけど、この日本銀行に、直接窓口に行って国債を発行してもらう手続が確実にできるということがわかって、平成28年度から郵便によるこの事務が可能となっているんですけれども、県内の自治体ではどこもこの業務をやってないということで、5年に1回、この特別弔慰金の事務が発生するんですけれども、とても人数の少ない組織の係の人員でしたので、事務の効率化を狙って予算化したんですけれども、かえって事務が繁雑になるということがわかったので、直接窓口に行って手続を行いました。

もう1点は、避難行動要支援者名簿の更新のときに、同意を取って個別計画を作ると

いう業務を計画しておりました。この業務もコロナの感染のために直接出向いて行って、内容が十分でないとの情報を聞き取るという作業ができないだろうということで、従来どおりの自然更新というか、要介護認定が3から5までの人とか、身障手帳の1級、2級の方、療育手帳のA判定の方、あと精神保健福祉手帳の1級をお持ちの方、70歳以上の独居高齢者もしくは高齢者のみの世帯の方たちが自動的に避難行動要支援者名簿に挙がっていくことになります。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。次にいきます。決算書125ページです。こちらの下の方に金婚夫婦の記念品の予算というか決算が出ていますけれども、予算では60組分確保してあったのが、執行されたのは4万4,553円だったということで、これは対象者が想定より減ってしまったのか、その品物がもともと予定していたものより安価なものになったとか、そういう、なぜ減ったのか、説明をお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） 令和元年度の実績が、53組の方が金婚の対象となりました。令和2年度の当初の見込みを60組と見込んでおりましたが、結局28組の方が金婚ということで、これは手挙げ方式というか、金婚の方はいらっしゃいますかという呼びかけに対して実施申請という形で名簿ができ上がっていきます。今年度も、28組なんですけれども、恐らくこれ以上金婚の対象者の方はいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、申請主義ということで少なくなっております。見込み量がなかなか量れないので、足りなくなるといけないので、60組とさせていただきました。

○2番（井藤はづき君） されなかったということで、申請しなきゃいけないということを御存じない方もいらっしゃるかもしれないので、周知をもう少し徹底するといいかもかもしれませんね。

次に、135ページ、報償金4万円というのがあるんですけれども、恐らく要保護児童対策講師謝金というものだったと思うんですが、全額不用になっています。これは、コロナの影響で講演会というか研修ができなかったのかなと推測するんですけれども、これはコロナ禍だからこそしっかりしていかないと、たびたび話題にも挙がっている虐待の問題とも増えていますので、今年はできたのかということも含めて、説明をお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

お尋ねの報償費につきましては、質問でありますとおり、要保護児童対策地域協議会の研修会議における講師の謝金となっております。質問にもありますとおり、コロナ禍の

影響で例年であれば、研修を兼ねて会議のときに講師の謝金をお支払いして講演をいただいているところです。今年度につきましてはまだ会議の開催が、こういったコロナの状況の中でできていませんので、現在のところ執行していない状況です。コロナの状況を見ながら、会議または講師の研修のほうを対応していきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） 令和2年度は、まだオンライン会議とかの設備も整っていなかったというのもあるのかなと思ったので、今年はその点もう改善されていると思いますので、ぜひ研修をされてください。

最後です。135ページ、成果説明書の37ページ、先ほどから何回か出てきたので申し訳ないんですけども、すみません、この制度自体が私はあまり勉強不足なんですけど、病児・病後児保育、これは御船にあるみるくに対する補助金になるんですか。それとも、御船のみるくだけではなく、甲佐、嘉島にある施設にも払われるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

病児・病後児の保育に関する委託料ですけども、御質問にもありますとおり、みるくへの補助金になります。

○2番（井藤はづき君） では、この3町から来られるんですね。何か御船の方が例えば益城にある病児・病後児施設を利用されることもあると思うんですけど、そういうときはもうそっちはまた別と、それはまた別ということですよ。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

この委託料につきましては、みるくの委託料ですので、今御質問にありましたように、例えば御船の方がほかの場所の病児・病後児保育施設を使われた場合は、こちらから出しているわけではございません。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、4款、衛生費について説明を求めます。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 4款、衛生費について説明を申し上げます。148ページ、149ページをお開きください。1項、1目、保健衛生費。支出済額2億2,027万158円です。主なものは、150ページ、151ページをお願いします。役員の実経費と12節の委託料

の在宅当番救急医療情報運営委託料86万7,000円。

次に、2目、予防費。支出済額5,289万5,832円です。主なものとしましては、10節の需用費で、コロナ感染対策として医療機関への資材等の消耗品を支給しまして、1,099万338円と、152ページ、153ページをお願いします。12節の委託料の予防接種委託料、インフルエンザ委託料で816万6,224円です。

次に、3目、地域活動支援費。支出済額117万861円です。主なものは、154、155ページをお願いします。7節の報償費で、健康づくり地区推進員81名分の報償費78万4,000円です。

次に、4目、母子保健費です。支出済額1,834万4,451円です。主なものは、1節、報酬の会計年度職員報酬で、10名分の347万9,807円です。それと、7節、報償費で、乳幼児健診等の従事者9名分の謝金129万9,000円です。次に、156ページ、157ページをお願いします。それと12節、委託料で妊婦・乳幼児精密検診委託料の1,069万3,988円です。

次に、5目、健康増進費。支出済額2,523万6,023円です。主なものは、12節の委託料の集団健診委託料1,288万1,422円と、人間ドック委託料854万2,962円です。

158、159ページをお願いします。次に、6目、保健センター管理費。支出済額775万2,173円。主なものは、12節の委託料で、センター清掃委託料92万4,000円、それとセンター屋上防水改修工事設計業務委託料192万5,000円です。それと、14節、工事請負費で、調理室ガスコンロ、オープン取替工事243万2,320円と、センターの2階の研修室の空調設備改修工事153万9,450円です。

ここで、環境保全課と替わります。

○環境保全課長（田中智徳君） 続きまして、161ページを御覧ください。7目、環境衛生費。

支出済額5,136万3,322円です。主なものは、7節、リサイクル推進員報償金270万円で、これは108カ所分になります。163ページを御覧ください。18節、負担金補助及び交付金、広域連合の経費となる上益城広域連合負担金413万円、また、小型合併処理浄化槽設置補助金で939万円です。次に、7目、環境衛生費繰越明許。支出済額187万4,000円です。令和2年度を初年度として、田代地区の自然環境を保全するとともに、地域の生物多様性の保全と創出を目標とした計画、地域連携保全活動計画に係る委託料になります。187万4,000円です。

次に、8目、公害対策費。支出済額48万200円です。主なものは、12節、委託料の特別

ごみの収集委託料44万円です。

いったん替わります。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 9目、新型コロナウイルスワクチン接種事業費。支出
済額652万6,748円です。164、165ページをお願いします。主なものは、12節の委託料で、
健康管理システム改善業務委託の82万5,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確
保事業99万円、接種券印刷封入業務委託料90万9,370円、それと17節、備品購入費、備品
事務の用品としまして、赤外線サーモグラフィーカメラ22万円と、野外施設のデジタルサ
イネージ29万5,900円、それとその他の備品のリモート会議で使用するパソコン、スピー
カー等のマイク等で45万7,270円です。以上のワクチン接種の準備予算となります。

以上で、健康づくり保険課の説明を終わります。

○環境保全課長（田中智徳君） 続きまして、167ページを御覧ください。続いて、2項、清
掃費について説明いたします。1目、清掃総務費。支出済額4,238万1,000円です。主なも
のは、12節、委託料。これは一般家庭から出されるごみ収集委託料で、収集業者2者に対
する委託料になります。

次に、2目、塵芥処理費。支出済額1億2,594万4,000円。これは、18節、負担金補助
及び交付金で、御船町甲佐町衛生施設組合の負担金になります。

次に、3目、し尿処理費。支出済額5,432万1,000円です。これは、18節、負担金補助
及び交付金で郡内4町、甲佐、益城、嘉島、御船で負担する御船地区衛生施設組合の負担
金になります。

続いて、3項、水道費。1目、水道事業費。支出済額487万4,050円。主なものは、18
節、負担金補助及び交付金、これは五ヶ瀬地区と馬立、赤松地区の地区水道整備事業補助
金で、435万1,000円です。

以上、4款、衛生費についての説明を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時50分 延 会